

10月からの定期接種化等について

令和6年度第2回予防接種自治体向け説明会

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和6年9月24日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 10月からの定期接種化（新型コロナ）関連について
2. HPVワクチン10月以降の情報周知について
3. 予防接種事務のデジタル化について
4. 予防接種情報Webサイトの改修について
5. 令和7年度概算要求について
6. 主なご質問

経緯・現状

【令和5年度秋冬の臨時接種の評価について】

- 令和5年度秋冬の臨時接種で使用したXBB.1.5系統対応ワクチンについて、有効性については、国内外の複数の報告において、入院や集中治療等の重症化を予防する効果が示されており、安全性については、現時点で新たな懸念は認められないと評価されている。

【論点1 令和6年度の定期接種で使用するワクチンと実施期間について】

- 令和6年度秋冬の定期接種で使用するワクチンの抗原について、第2回製造株について検討する小委員会（令和6年5月）において、「JN.1系統及びその下位系統へのより高い中和抗体を誘導する抗原を含むこと」とされた。
- 新型コロナウイルスの変異株については、我が国においてJN.1系統の下位系統であるKP.3系統とその下位系統が主流となっている。
- ファイザー社・モデルナ社・第一三共社・Meiji Seika ファルマ社・武田薬品工業社（以下、5社という）のJN.1系統対応1価ワクチンについて、薬事上、有効性・安全性等の評価がなされ、承認事項一部変更に係る申請が承認された。
- 国立感染症研究所の評価において、JN.1系統対応ワクチンは、KP.3系統に対し、従来のワクチンより有効性の向上が期待されるとされた。

【論点2】初回・追加接種の取扱いについて

- 令和5年度までの臨時接種において、65歳以上における初回接種の接種率が93%であることに加え、令和6年3月時点の抗体保有割合実態調査において、60歳以上では抗S抗体が95%以上陽性であり、定期接種の対象者の多くは新型コロナウイルス感染症に対して、免疫を保有していると考えられる。
- 5社の新型コロナワクチンについて、添付文書の用法及び用量が、追加接種を主体とする記載に整備されている。
- 諸外国の接種プログラムにおいても、初回接種と追加接種を区別しない接種方法が基本となっている。

決定事項

今年度以降の定期接種に係る各論点について、以下のとおり規定する。

論点1. 使用するワクチンと実施期間について

- ・ ファイザー社・モデルナ社・第一三共社・Meiji Seika ファルマ社・武田薬品工業社のJN.1系統対応1価ワクチンを今年度の定期接種に位置づける。
- ・ 今年度の定期接種の実施期間は、各ワクチンの開発・供給の状況を踏まえ、10月1日～翌年3月31日とする。
- ・ 今後の定期接種についても、実施期間は10月1日～翌年3月31日を基本とし、最新のWHOの推奨等を踏まえて選択した抗原構成のワクチンを使用する。ただし、ワクチンの開発状況等が大きく異なった場合には、実施期間について改めて検討する。

論点2. 初回・追加接種の取り扱いについて

- ・ 初回接種と追加接種の区分を設けず、1回接種とする。

具体的な規定内容	
定期接種の実施期間（省令）	・ 毎年10月1日から翌年3月31日
用いるワクチンと接種方法（省令）	【ファイザー社 JN.1系統対応1価mRNAワクチン】 ・ 1回0.3mLを筋肉内に接種する。
	【モデルナ社 JN.1系統対応1価mRNAワクチン】 ・ 1回0.5mLを筋肉内に接種する。
	【第一三共社 JN.1系統対応1価mRNAワクチン】 ・ 1回0.6mLを筋肉内に接種する。
	【武田薬品工業社 JN.1系統対応1価組換えタンパクワクチン】 ・ 1回0.5mLを筋肉内に接種する
	【Meiji Seika ファルマ社 JN.1系統対応1価mRNAワクチン】 ・ 1回0.5mLを筋肉内に接種する

令和6年度の新型コロナワクチン定期接種に関する情報提供資料について

定期接種の対象者や、定期接種で用いるワクチン、各ワクチンの副反応に関する情報を記載した、新たな資料を作成した。住民への周知に活用いただきたい。併せて、HP上の「新型コロナワクチンQ&A」も更新しており、ご参照いただきたい。

令和6年10月

65歳以上の方などを対象に 新型コロナワクチンの 定期接種を実施しています。



新型コロナウィルス感染症とワクチンについて

- 新型コロナによって重症化する割合は、65歳以上で高く、重症化しやすいこの年代の方及びこの年代に近く一定の基礎疾患を有する方を対象に10月から定期接種を実施しています。
- 今年度は「オミクロンJN.1系統の株」に対応したワクチンを使用します。
*JN.1系統の上位系統を含みます。

接種対象者

1

65歳以上の方

2

60～64歳
心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の周りの生活を極度に制限される方。

3

60～64歳
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方。

接種できる期間

10月1日～翌年3月31日

※自治体によって実施期間が異なる場合があるため、詳細は、お住まいの市町村(特別区を含む、以下同じ)にお問い合わせください。

接種できるワクチン

定期接種では、以下のメーカーのワクチンを接種できます。自治体や医療機関によって接種できるワクチンが異なる場合があるため、詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

定期接種では、以下のメーカーのワクチンを接種できます※原則不同	
mRNAワクチン ・ファイザー社・モデルナ社・第一三共社 ・Meiji Seikaファルマ社(レプリコンワクチン)	組換えタンパクワクチン ・武田薬品工業社



各ワクチンの
特性等の詳細については
こちらをご確認ください。

定期接種を受ける方法・費用

- 定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村で実施されます。
- 接種できる場所や費用についての詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。





厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ワクチンの効果

○新型コロナワクチンは、有効性及び安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究において、新型コロナ感染症による入院などの重症化を予防する効果が報告されています。

○2023/24シーズン(令和5年度秋冬の接種)で用いられたオミクロンXBB.1.5系統対応ワクチンの効果として、新型コロナ感染症による入院を約40～70%程度予防した等の報告(※)が国内外で行われています。
(※)VERSUSStudy第1報(2024), EuroSurveill.12024;29(1), JAMAInternMed.2024;e241640, MMWR.2024;73:180-188L

ワクチンの安全性

各社のワクチンについて、以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、重大な副反応として、mRNAワクチンについては、ショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、組換えタンパクワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

発現割合	症状				
	mRNAワクチン				組換えタンパクワクチン
	ファイザー社	モデルナ社	第一三共社	Meiji Seikaファルマ社	武田薬品工業社
50%以上	痛み ¹⁾ 、疲労、頭痛	痛み ¹⁾ 、疲労、頭痛	痛み ¹⁾ 、倦怠感	痛み ¹⁾	痛み ¹⁾ 、疲労、筋肉痛、頭痛
10～50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、発熱、下痢、腫れ ¹⁾	筋肉痛、悪寒、関節痛、吐き気・嘔吐、リンパ節の腫れや痛み、発熱、腫れ ¹⁾ 、しこり ¹⁾ 、赤み ¹⁾	熱感 ¹⁾ 、腫れ ¹⁾ 、赤み ¹⁾ 、かゆみ ¹⁾ 、しこり ¹⁾ 、頭痛、発熱、筋肉痛	倦怠感、頭痛、悪寒、筋肉痛、関節痛、発熱、めまい、腫れ ¹⁾ 、しこり ¹⁾ 、赤み ¹⁾	倦怠感、関節痛、吐き気・嘔吐
1～10%	赤み ¹⁾ 、リンパ節の腫れや痛み、嘔吐、疼痛	痛み ¹⁾ 、腫れ ¹⁾ 、赤み ¹⁾ 等 ²⁾	赤み ²⁾ 、腫れ ²⁾ 、かゆみ ²⁾ 、熱感 ²⁾ 、しこり ²⁾ 、痛み ²⁾ 、リンパ節の腫れや痛み、発疹、痒の痛み	かゆみ ¹⁾ 、下痢、吐き気、嘔吐	腫れ ¹⁾ 、しこり ¹⁾ 、赤み ¹⁾ 、発熱、四肢痛

各社の添付文書より厚労省において作成 ※1ワクチンを接種した部位の症状 ※2接種後7日以降に現れる、ワクチンを接種した部位の症状

他のワクチンとの同時接種

新型コロナワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや高齢者に対する肺炎球菌ワクチンと同時接種が可能です。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン
検索

ホームページをご覧にならない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。



お問合せ先

資料掲載URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

新型コロナワクチンQ&A : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html

新型コロナワクチンの見込み供給量（2024年9月19日時点）

○ 2024/25シーズン（令和6年度）のワクチン供給量は、約3,224万回となる見込み。

企業名	ファイザー株式会社	モデルナ・ジャパン株式会社	第一三共株式会社	武田薬品工業株式会社	Meiji Seikaファルマ株式会社
販売名	コミナティ®	スパイクバックス®	ダイチロナ®	ヌバキソビッド®	コスタイベ®
抗原株	SARS-CoV-2 オミクロン株JN.1 系統				
モダリティ	mRNA			組換えタンパク	mRNA（レプリコン）
ワクチン見込み供給量	約2,527万回			約270万回	約427万回

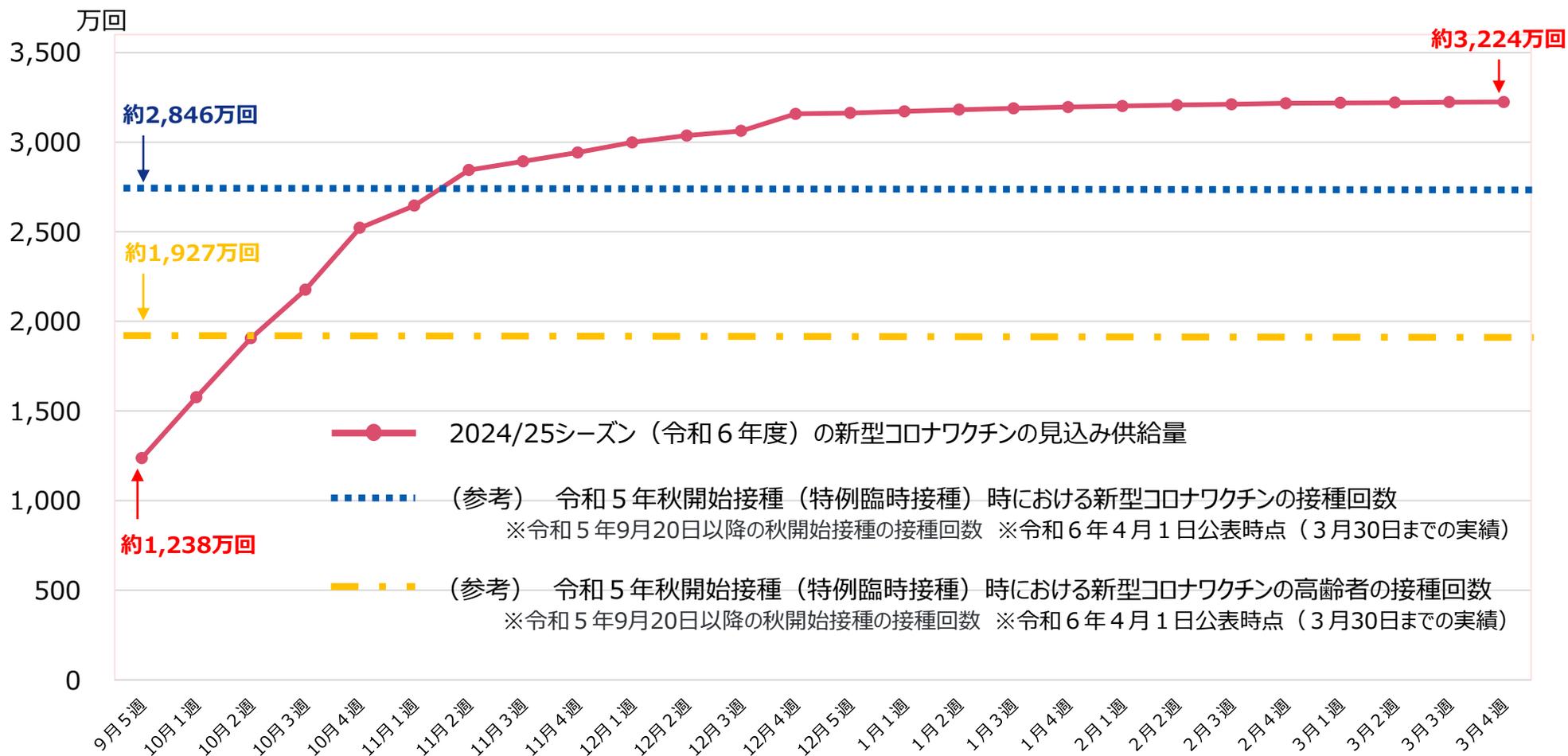
（参考） 令和5年秋開始接種（特例臨時接種）時における新型コロナワクチンの接種回数 約2,846万回

※令和5年9月20日以降の秋開始接種の接種回数 ※令和6年4月1日公表時点（3月30日までの実績）

新型コロナワクチンの累積供給量（週次）

○ 9月5週時点で、2024/25シーズン（令和6年度）の供給量の約4割の約1,238万回分が出荷される見込み。

【令和6年8月30日時点】

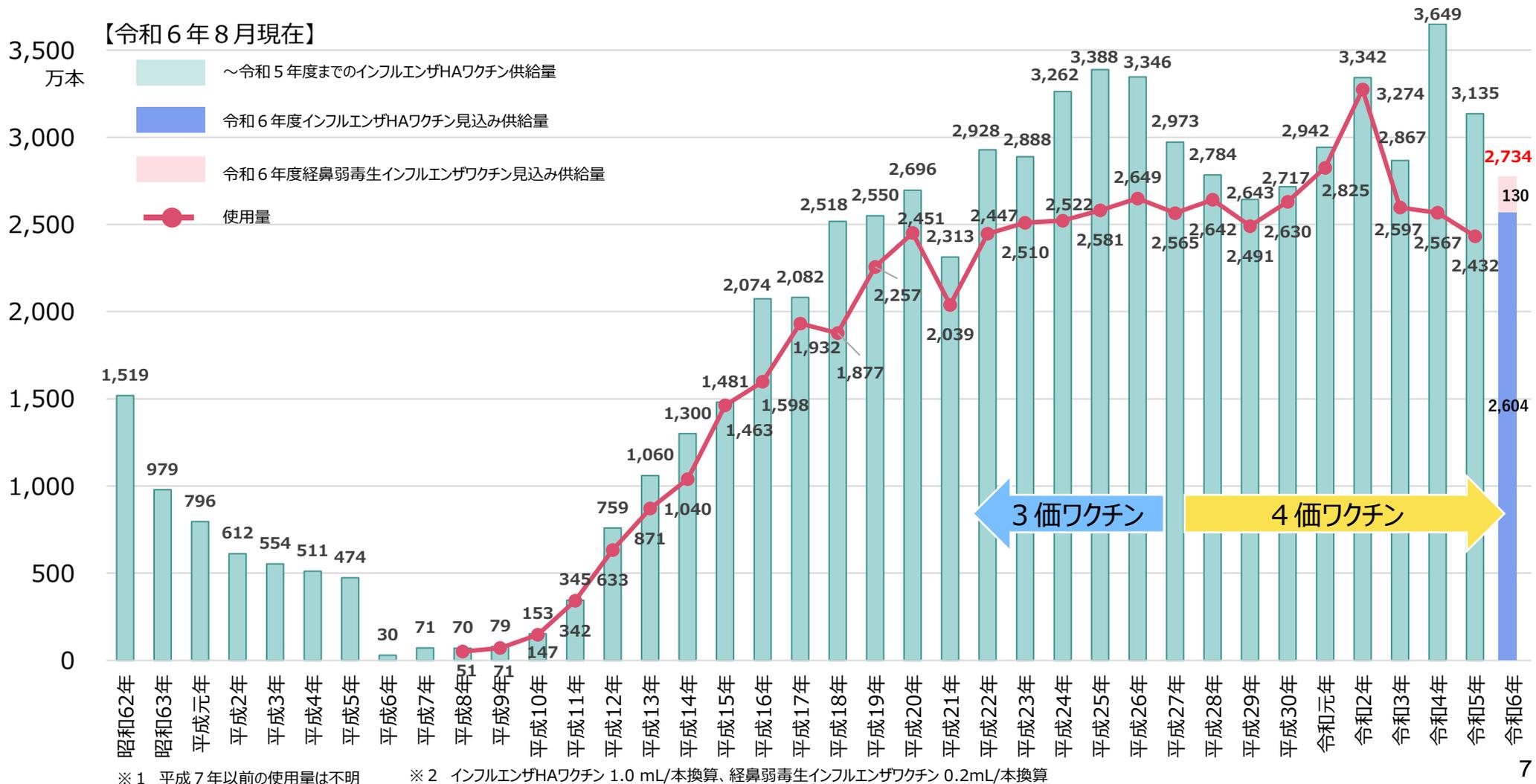


注1：週の表示は金曜日を基準としている（例えば、9月5週は、10/4時点の供給量を示している）

注2：2024/25シーズン（令和6年度）の新型コロナワクチンの供給を見込む各企業からのヒアリング情報をもとに作成。

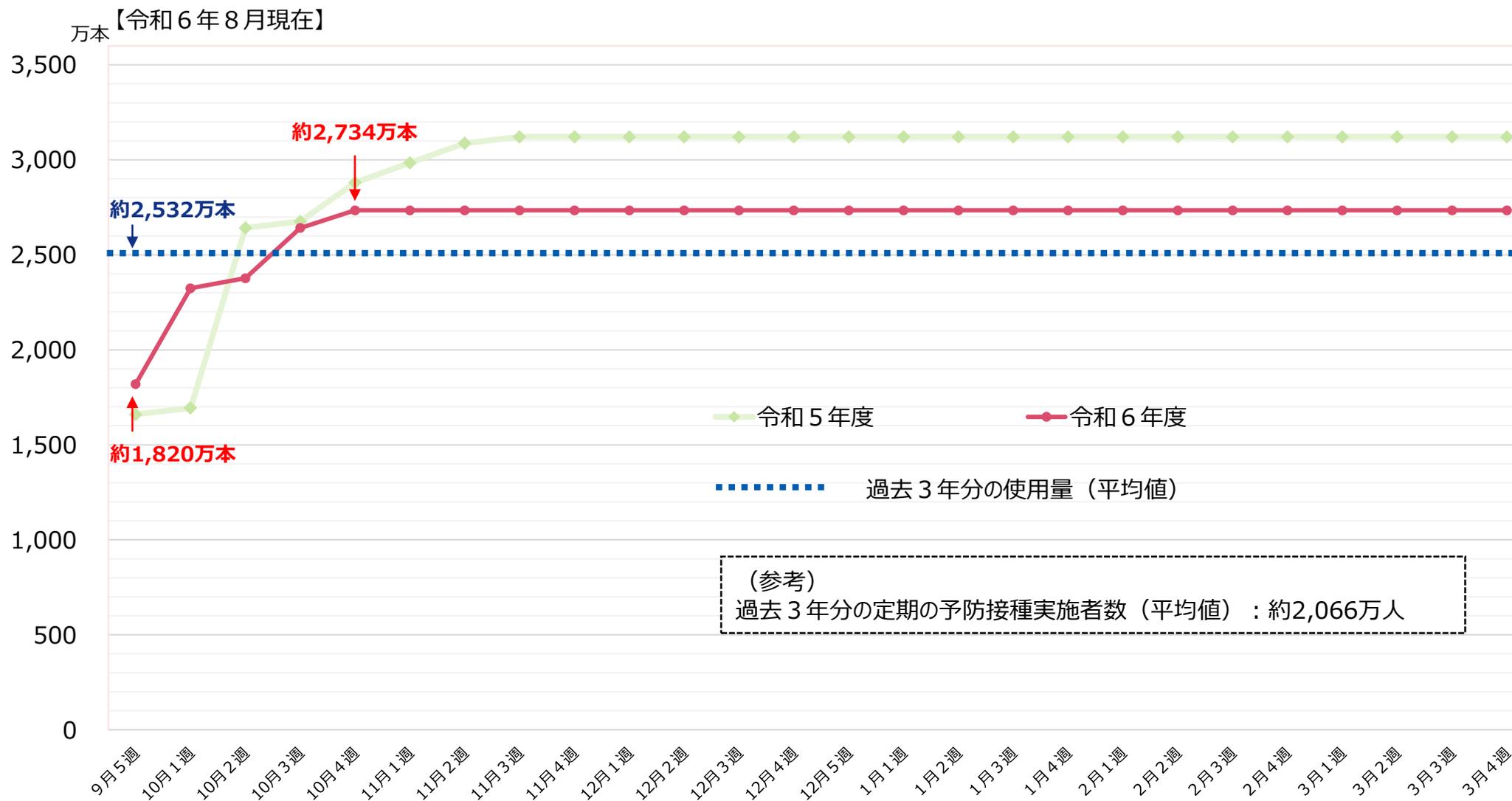
(参考) インフルエンザワクチンの供給量の年次推移

○ 2024/25シーズン（令和6年度）のワクチンの供給量は、約2,734万本となる見込み。



(参考) インフルエンザワクチンの累積供給量 (週次)

○ 9月5週時点で、2024/25シーズン（令和6年度）の供給量の半数を上回る約1,820万本が出荷される見込み。



注1) 供給量は、インフルエンザHAワクチン 1.0 mL/本換算 (1本あたり成人2回分)、経鼻弱毒生インフルエンザワクチン 0.2mL/本換算 (1本あたり小児1回分)

注2) 週の表示は金曜日を基準としている (例: 9月5週は、10/4時点の供給量を示している)

(参考) 定期の予防接種実施者数 (厚生労働省)

新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について

「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成について」（令和6年5月16日付け感発0516第152号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）にて、都道府県等に対して、「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業実施要領」を示し、令和6年7月16日付通知で対象期間を追加。

■新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業実施要領 概要 ※対象期間を追加

1. 目的

新型コロナウイルスワクチンについては、令和6年度から予防接種法（昭和23年法律第68号）上の定期接種に位置付けられることとなったが、これまで特例臨時接種として国がワクチンの確保や配送指示を行うなど、特別な供給体制を整備して接種対応を実施してきたことから、定期接種に移行する場合の安定供給や流通、自治体や医療機関におけるワクチンの調達に懸念が残る。

このため、これまでの特別な供給体制から定期接種への移行期における激変緩和措置として、自治体における新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業（以下「本事業」という。）を実施する。

2. 対象者

本事業の助成対象は、予防接種法上の定期接種の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 対象期間・対象経費

令和6年度に市町村が実施する新型コロナウイルスに係る定期の予防接種（令和6年10月1日～令和7年3月31日の間で各自治体が設定する期間に限る）について、予算の範囲内において、接種1回当たり8,300円（税込）を助成する。

4. 留意事項

（1）提出書類

本事業を実施する市町村長は、厚生労働省の実施する調査において、規定の様式に従って事業計画書及び事業実績報告書を厚生労働省に提出すること。

（2）その他

○支払決定・助成金の支払

支払決定及び助成金の支払は、ワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体が実施主体として行う。

○スケジュール

助成金支払に係るスケジュールは、次ページのとおり。

助成金支払スケジュール

	2024年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
	地方議会 ▼ 自治体説明会〔本会〕				地方議会				定期接種開始										
助成金支払に係る 事務		← 予算要求 委託契約 →					① 見込数 報告	② 送金 (1回目)										④ 実績数 報告	⑤ 送金 (2回目)

①見込数調査報告

令和5年秋開始接種における65歳以上の接種率、接種者数を参考に、市区町村において令和6年度定期接種の接種者数を推計。
令和6年9月13日までに都道府県を介して厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告。

②送金（1回目）

①の見込数から算定した助成額の1/4を令和6年10月31日（予定）に市区町村宛てに送金。

③実績数報告

令和7年3月までの接種実績を7月14日までに都道府県を介して厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課へ報告。

④送金（2回目）

③の実績報告をもとに助成額を算出し、②の送金額を除く残額を令和7年8月29日（予定）に市区町村宛てに送金。

事業計画書及び事業実績報告書

1回目支払：新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業 事業計画書

都道府県	市区町村	令和6年4月1日 時点の65歳以上 人口	令和6年度 見込み接種者数	令和6年度所要 見込み額	令和6年度所要 見込み額×1/4	最終支払見込み額	備考
		(人)	(a) (人)	(b)=(a)×8,300円 (円)	(c)=(b)÷4 (円)	(d)=(b)-(c) (円)	
				0	0	0	

令和6年10月支払額

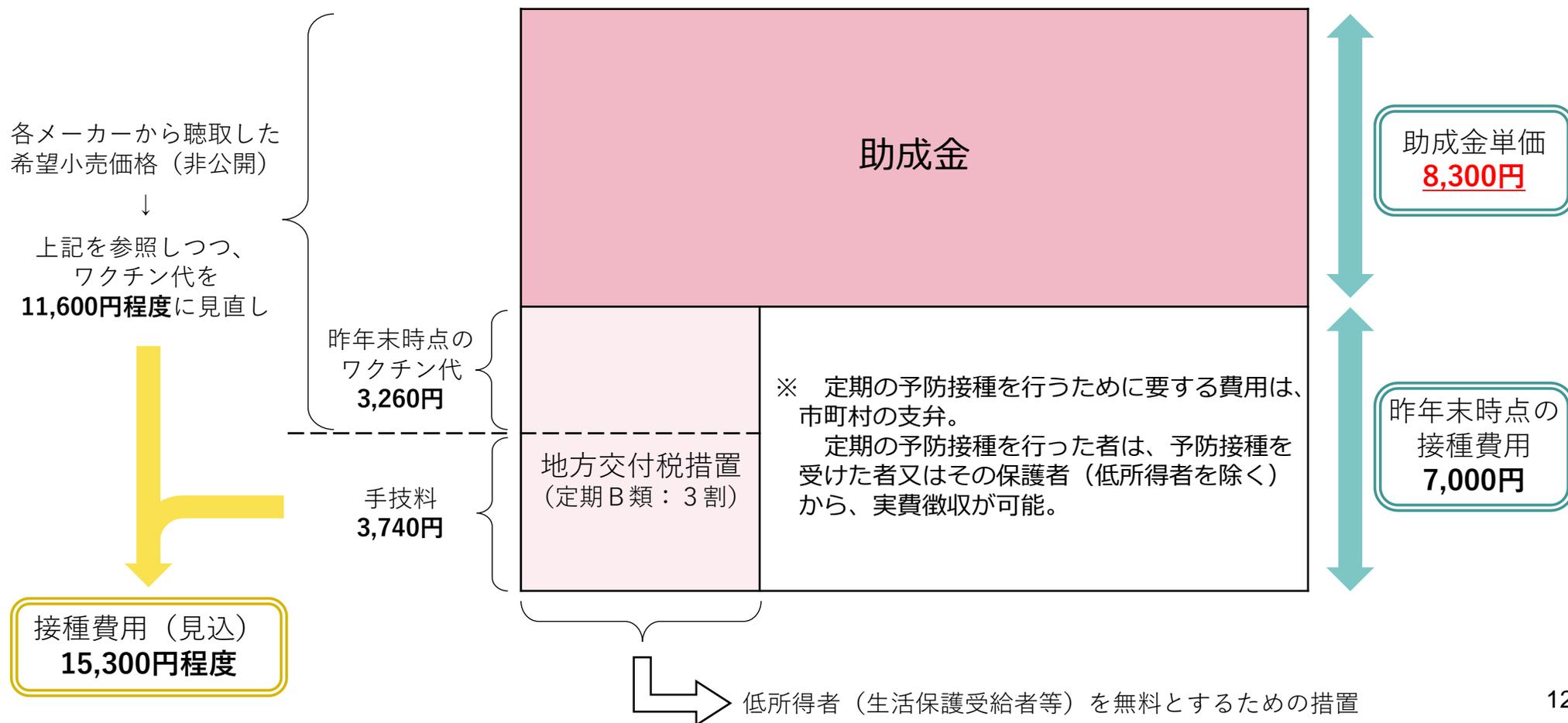
2回目支払：新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業 事業実績報告書

都道府県	市区町村	令和6年4月1日 時点の65歳以上 人口	令和6年度 接種者数	令和6年度所要額	令和6年度所要見込み 額×1/4	最終支払額	備考
		(人)	(a) (人)	(b)=(a)×8,300円 (円)	(c)=事業計画書より (円)	(d)=(b)-(c) (円)	
				0	0	0	

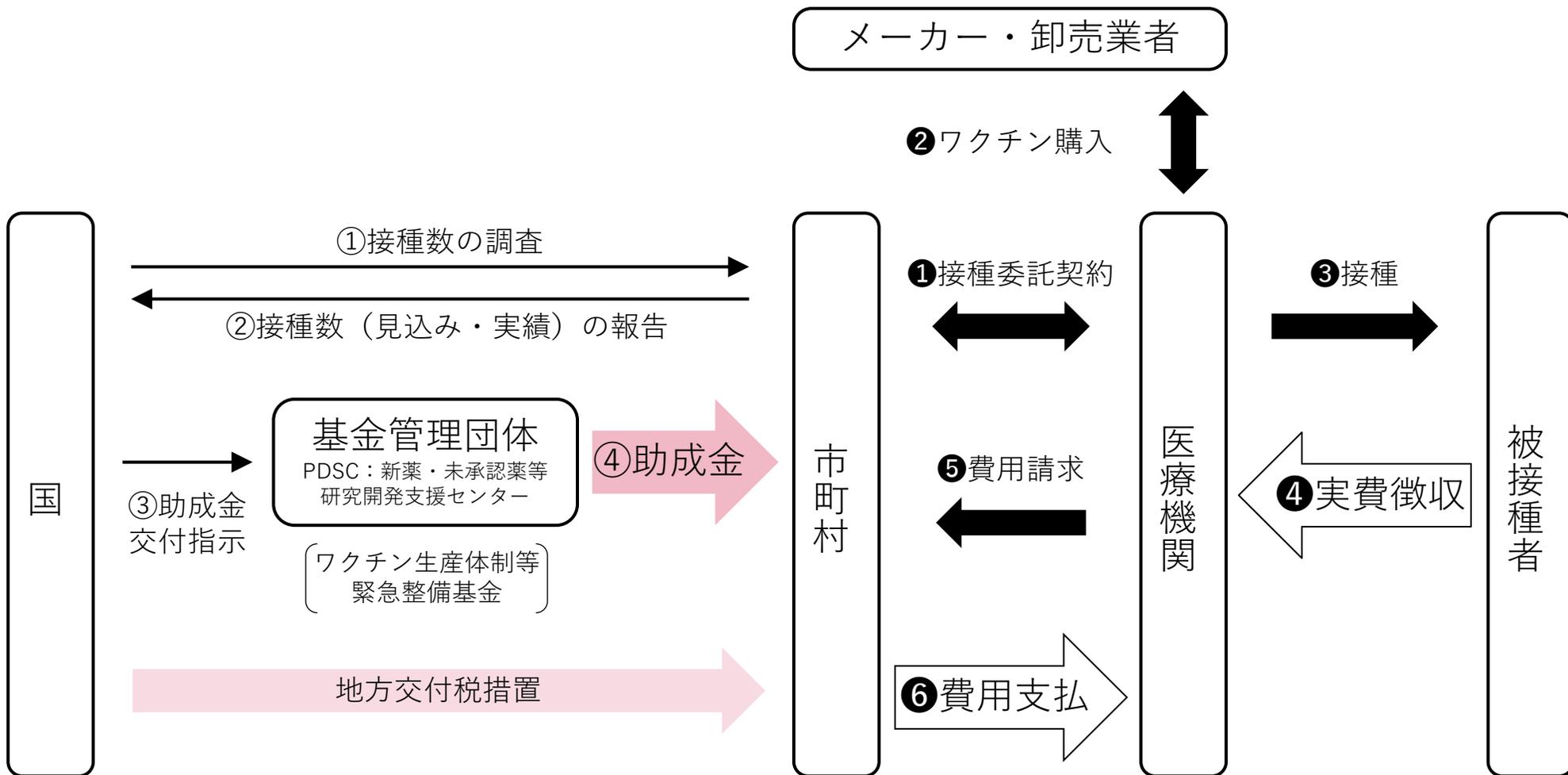
令和7年8月支払額

来年度の新型コロナワクチン接種の助成金スキーム

- 本年2月に、新型コロナワクチンのメーカー各社から、今秋の定期接種用に供給するワクチンの希望小売価格を聴取（非公開）した。
- 聴取内容を参照しつつ、昨年末時点で3,260円としていたワクチン代について、11,600円程度に見直した。
- その結果、昨年末時点で7,000円としていた接種費用の超過が見込まれるため、超過部分である「8,300円」について、市町村に対して助成金を支給することにより、引き続き7,000円の自己負担で接種が行えるようにする。



助成金支給事務手続きのフロー図



1. 10月からの定期接種化（新型コロナ）関連について
2. HPVワクチン10月以降の情報周知について
3. 予防接種事務のデジタル化について
4. 予防接種情報Webサイトの改修について
5. 令和7年度概算要求について
6. 主なご質問

HPVワクチンに関するこれまでの経緯

平成22年11月26日～ 平成25年3月31日	平成22、23年度補正予算により、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業（基金）を実施
平成25年4月1日	予防接種法の一部を改正する法律が施行され、HPVワクチンの定期接種を開始
⇒ 以降、疼痛又は運動障害を中心とした多様な症状が報告され、マスコミ等で多く報道された	
平成25年6月14日	厚生労働省の審議会※で、「 ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない 」とされ、 積極的勧奨差し控え （厚生労働省健康局長通知） ※ 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会と薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同開催
⇒ 以降、	<div style="border: 2px dashed orange; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① HPVワクチンのリスク（安全性）とベネフィット（有効性）を整理 ② HPVワクチン接種後に生じた症状に苦しんでいる方に寄り添った支援をどう進めていくのか ③ HPVワクチンの安全性・有効性等に関する情報提供をどう進めていくのか </div> 審議会において検討
令和4年4月1日	審議会の結論をふまえ、 積極的勧奨の再開及び接種の機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を開始
令和5年4月1日	9価HPVワクチンを定期接種に用いるワクチンとして位置づけ

HPVワクチンのキャッチアップ接種の対象者、期間、周知・勧奨の取扱いについて

第28回厚生科学審議会
予防接種・ワクチン分科会
2021(令和3)年12月23日

資料
4
(改)

対象者	H9年度生まれ～H19年度生まれの 11学年 （令和6年度時点）
期間	3年間 （令和4年4月～令和7年3月）
周知・勧奨	対象者が接種について検討・判断できるよう、 ワクチンの有効性・安全性について丁寧な情報提供を実施。情報提供資料等を個別送付するなど対象者への確実な周知に努める。

対象者 ⇒ 11学年

	H9生	H10生	H11生	H12生	H13生	H14生	H15生	H16生	H17生	H18生	H19生	H20生	H21生
推定接種率※	78.8%	78.7%	68.9%	14.3%	1.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%			
H22	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
H23	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳
H24	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳
H25	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳
H26	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳
H27	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳
H28	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳
H29	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳
H30	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳
R1	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳
R2	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳
R3	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳
R4	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳
R5	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳
R6	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳

緊急促進事業

積極的勧奨差し控え
定期接種

キャッチアップ接種

期間 ⇒ 3年間

○歳 緊急促進事業の接種対象者。
12歳は例外として対象とされた場合

○歳 定期接種の接種対象者。
13歳は標準的接種期間にある者

※ 年齢については、各年度生まれの者が当該年度内に達する年齢を記載（例：13歳→中1）

※接種機会の確保の観点から、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代についても、順次キャッチアップ接種の対象者として

HPVワクチンの接種状況の推移①

市区町村が実施した定期予防接種（HPVワクチン）の接種者数の推移は以下の通り。

令和3年度以降の全体の接種者数は、平成25年度のワクチン導入時点の接種者数を超え、増加する傾向にある。

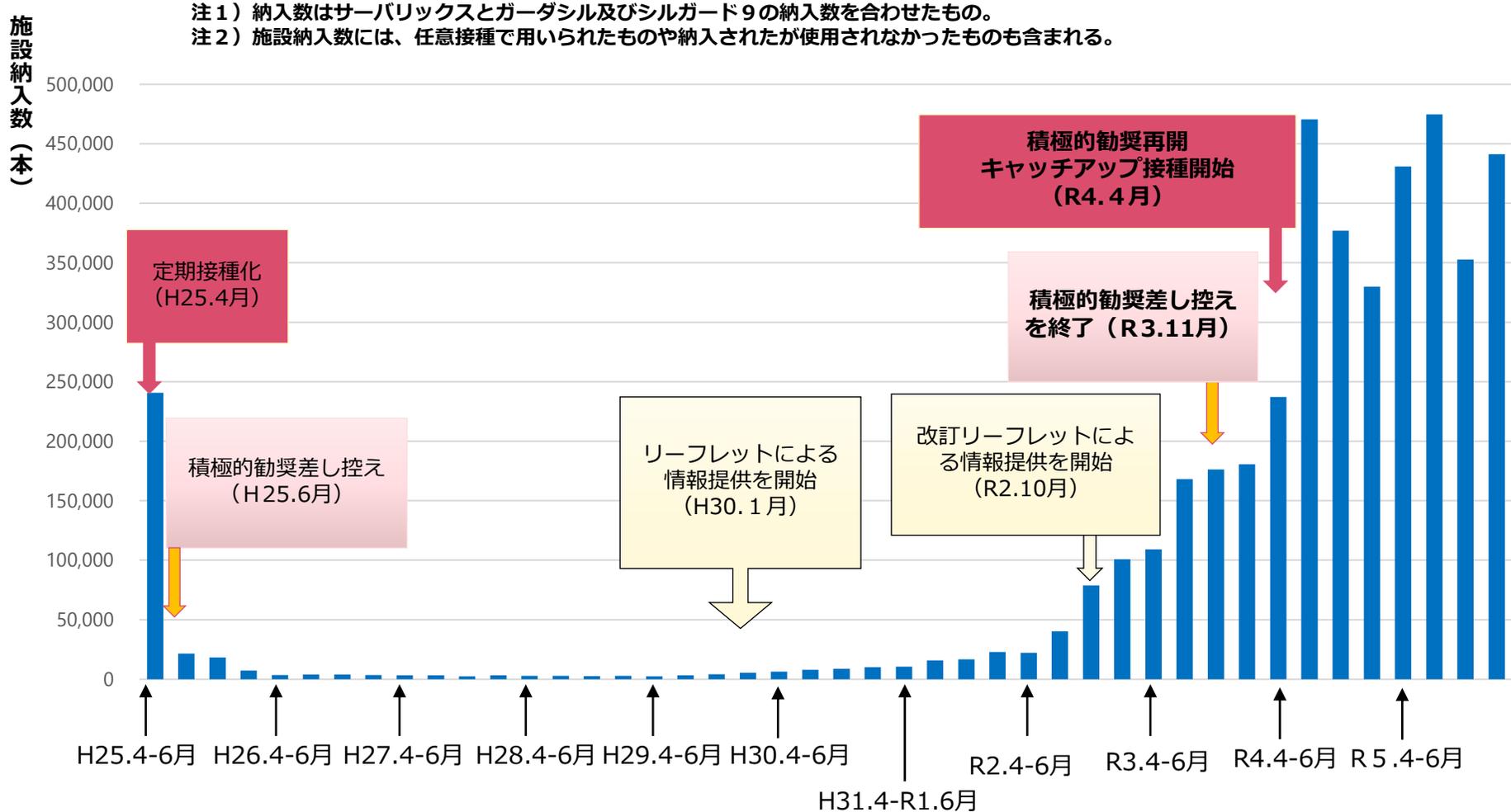
年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (※)
1回目	接種者数	98,656	3,895	2,711	1,834	3,347	6,810	17,297	83,735	198,474	540,681
2回目	接種者数	66,568	4,172	2,669	1,805	2,666	5,746	13,571	61,266	182,463	476,322
3回目	接種者数	87,233	6,238	2,805	1,782	1,847	4,184	9,701	37,556	139,014	336,762

出典：地域保健・健康増進事業報告（地域保健編）市区町村編「定期の予防接種被接種者数」

※：令和4年4月1日から、積極的勧奨再開及びキャッチアップ接種を開始しており、
令和4年度の実施者数にはキャッチアップ接種により接種した者の数を含んでいる。

HPVワクチンの接種状況の推移②

定期接種化（平成25年4月）から令和6年3月までの医療施設へのワクチン納入数の推移



HPVワクチンの年齢別累積初回接種率

第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・令和5年度第15回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会、資料3-2（一部改変）

2022年度接種実績を踏まえた生まれ年度ごとの累積初回接種率（%）を推計して算出すると以下の通り。

2002年度生まれの累積初回接種率

・定期接種の累積初回接種率

$$= 2014年度の初回接種率 + 2015年度の初回接種率 + 2016年度の初回接種率 + 2017年度の初回接種率 + 2018年度の初回接種率$$

・キャッチアップ接種も含んだ累積初回接種率

$$= 2014年度の初回接種率 + 2015年度の初回接種率 + 2016年度の初回接種率 + 2017年度の初回接種率 + 2018年度の初回接種率 + 2022年度の初回接種率$$

	緊急促進事業
	定期接種対象
	標準的接種期間
	キャッチアップ

生まれ年度	2022年度内に達する年齢	～2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累積接種率
1994	28	53.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53.4
1995	27	74.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74.4
1996	26	78.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78.2
1997	25	78.5	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3	81.8
1998	24	77.7	0.7	0.05	0	0	0	0	0	0	0	2.2	80.8
1999	23	65.9	2.3	0.1	0.04	0	0	0	0	0	0	3.4	71.8
2000	22	1.2	12.3	0.2	0.2	0.1	0	0	0	0	0	6	20.0
2001	21	0	0.9	0.3	0.1	0.1	0.2	0	0	0	0	7.5	9.1
2002	20	0	0	0.04	0.2	0.03	0.1	0.5	0	0	0	8.5	9.3
2003	19	0	0	0	0.03	0.1	0.1	0.3	1.2	0	0	9.0	10.8
2004	18	0	0	0	0	0.02	0.1	0.1	0.7	9.2	0	8.0	18.2
2005	17	0	0	0	0	0	0.03	0.3	0.4	2.8	20.3	7.9	31.6
2006	16	0	0	0	0	0	0	0.1	0.7	1.2	7.0	16.2	25.2
2007	15	0	0	0	0	0	0	0	0.2	2.0	4.5	10	16.7
2008	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	4.6	7.7	12.9
2009	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	6.3	8.1
2010	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.8	2.8

HPVワクチンに関する調査

調査結果から示唆される課題と、必要と考えられる対応

	示唆される課題	必要と考えられる対応
接種対象者 ／保護者	<p>■ 接種対象者や保護者における認知向上の必要性 (HPVワクチンや制度に対する認知向上の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種対象者本人の約4割が、HPVワクチンについて「知らない」と回答した。 「キャッチアップ接種」という制度については、対象者本人の約半数が「知らない」と回答した。 <p>(保護者への情報提供の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者本人では2割以上の方が、健康に関する情報・HPVワクチンに関する情報をそれぞれ家族から得ていると回答した。 接種したことがある人の3割以上が「母親に接種を勧められたから」接種したと回答した。 <p>■ 接種につながる情報提供の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定回数の接種を完了した人においては、受動的な情報収集に加え、公的機関の情報や医師からの情報も調べていた傾向がみられている。 また、公費で接種できる期限への意識や、保護者や医療従事者との会話、講演会で医療従事者から直接話を聞いたこと等が、予防の必要性の意識や納得感につながり、接種を決断する後押しになっていた。 	<p>■ キャッチアップ接種の対象者を中心に、HPVワクチンを含む子宮頸がん予防の重要性について認知を上げるため、国において、SNS等を通じた有効性、安全性を含めた積極的な情報発信を行っていく。</p> <p>■ 公費で接種できる期限を含め、国において、接種プログラムに関する情報提供を行っていく。なお、キャッチアップ接種については、2025年3月末の終了等を踏まえた広報資材を厚労省HP等で提供している。</p> <p>■ 信頼性の高い情報提供を広く行っていくため、国において、ブロック拠点病院事業を通して実施してきた、医療機関や医療従事者からの情報提供（教育現場との連携を含む）をさらに促していくとともに、自治体においてもこうした取組を積極的に活用する。</p>
自治体	<p>■ 自治体からのさらなる情報提供の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や大学生相当以上の女性において、HPVワクチンの接種を考え始めたきっかけの大多数は「自治体から接種の案内が届いたこと」であった。 特に保護者からは、公的機関からの案内に対する信頼度が高い。 未接種者への再勧奨を行っていない自治体が一定数あったほか、リーフレットの活用状況にもばらつきがみられた。 個別勧奨またはHP掲載以外の情報提供について、取り組んでいると回答した市区町村は限定的であった。 接種対象者世代への効果的な情報の届け方に苦慮している等の課題が挙げられている。 	<p>■ 未接種者への再勧奨を含めた情報提供の取組を促していくことに加え、国で作成した広報資材や、自治体における取組の好事例を他の自治体にも広く提供し、自治体における効果的な周知広報に活用いただく。</p>

接種対象者や保護者に向けた広報について

厚生労働省SNS（X、Facebook）を通じた情報発信のほか、中高生向け新聞への広告掲載、キャッチアップ接種対象者に向けたインターネット広告の発信等を実施。また、政府広報とも連携し、動画などを作成した。

【厚生労働省SNSでの発信】



【中高生向け新聞への広告掲載】



【インターネット広告の配信】



【政府広報との連携】

- 政府広報オンライン 記事の作成、掲載
- SmartNewsアプリでのバナー配信
- 政府広報Instagramでの動画投稿
- 政府インターネットテレビ 動画掲載

キャッチアップ接種について自治体等で活用いただける広報・情報提供資材

接種対象者や保護者等へ向けた適切な情報提供を継続するとともに、令和6年度末にキャッチアップ接種が終了するため、その周知や再勧奨の際に自治体等で活用いただける資材を作成している。

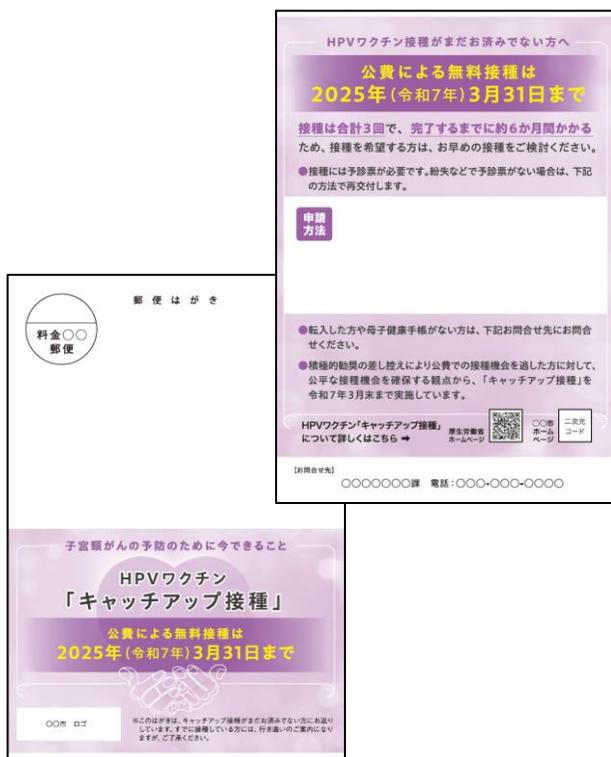
【リーフレットの改訂】



【キャッチアップ接種のロゴ】



【再勧奨用はがきテンプレートの作成】



【チラシの作成】

(ポスターとしても使用可)



リーフレットURL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000918718.pdf>

その他広報資材 (ロゴ、チラシなど) URL :

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>



文部科学省と連携し大学等へ周知

厚生労働省から文部科学省高等教育局に依頼し、大学及び高等専門学校への周知依頼の事務連絡を発送し、文部科学省から、大学及び高等専門学校へ周知依頼の事務連絡を発送した。

【厚生労働省から文部科学省宛事務連絡】

事務連絡
令和6年6月7日

文部科学省高等教育局高等教育企画課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課

大学等におけるHPVワクチンの
キャッチアップ接種に係る周知等について（依頼）

日頃より予防接種行政について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）は、ヒトパピローマウイルス（HPV）への感染を防ぐことで、子宮頸がんの罹患を予防する効果があり、平成25年度から小学校6年～高校1年相当の女子に対して定期接種が実施されています。本ワクチンの定期接種については、平成25年から令和3年の間、HPVワクチンの接種を個別にお勧めする取組（積極的勧奨）が差し控えられており（※）、この間に接種機会を逃した平成9年度～平成19年度生まれの女性に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて公費による接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としており、今年度は実施期間の最終年度となっております。

また、キャッチアップ接種の対象者は、HPVワクチンを合計3回接種する必要がありますが、年度内に公費で3回の接種を完了するためには約6か月の期間を要することから、キャッチアップ接種を希望する方においては、遅くとも9月末までに1回目の接種をする必要があります。これらのことについて、キャッチアップ接種の対象者に対し、これまでの自治体等からの周知に加え一層の周知が必要であるため、別紙のリーフレット及びチラシを管下の大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に周知していただくとともに、各大学等における接種対象年齢の学生への周知について、協力を依頼していただくようお願いいたします。

（※）接種後に生じうる多様な症状等について十分に情報提供できない状況にあったことから、積極的勧奨を一時的に差し控えていました。令和3年11月の審議会で、安全性について特段の懸念が認められないことが改めて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることを認められたことから、積極的勧奨を再開することになりました。

【文部科学省から各大学及び高等専門学校宛事務連絡】

事務連絡
令和6年6月12日

各 国 立 大 学 法 人 担 当 課
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 立 立 大 学 法 人 を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
設 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）は、ヒトパピローマウイルス（HPV）への感染を防ぐことで、子宮頸がんの罹患を予防する効果があり、平成25年度から小学校6年～高校1年相当の女子に対して定期接種が実施されています。

本ワクチンの定期接種については、接種後に生じうる多様な症状等について十分に情報提供できない状況であったことから、平成25年から令和3年の間、HPVワクチンの接種を個別にお勧めする取組（積極的勧奨）が差し控えられておりましたが、令和3年11月12日「第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）」において、安全性について特段の懸念が認められないことが改めて確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることを認められたことから、令和4年4月1日から積極的勧奨が再開されています。

この間に接種機会を逃した平成9年度～平成19年度生まれの女性に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて公費による接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会が提供されているところです。

このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とされており、今年度は実施期間の最終年度となっております。

キャッチアップ接種の対象者は、HPVワクチンを合計3回接種する必要がありますが、年度内に公費で3回の接種を完了するためには約6か月の期間を要することから、キャッチアップ接種を希望する方は遅くとも9月末までに1回目の接種をする必要があります。

これらを踏まえ、このたび、接種対象年齢の学生に対して、これまでの自治体等からの周知に加え、一層の周知が必要であることから、厚生労働省より別紙のとおり依頼がありました。つきましては、厚生労働省作成のリーフレットやチラシ

しも活用しつつ、HPVワクチンのキャッチアップ接種の周知に御協力いただくようお願いいたします。

国立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知していただくようよろしくお願いいたします。

別紙 大学等におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について（依頼）

（参考）

・リーフレットを掲載している厚労省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html>

・その他の広報資料を掲載している厚労省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>

<本件連絡先>
文部科学省高等教育局高等教育企画課
連絡先：03-5253-4111（内線：2475）

保険者（職域における接種対象者）への周知

キャッチアップ接種の対象年齢が平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性であることから、基礎教育を終了しているような職域における接種対象者に届くよう、令和6年2月に厚生労働省保険局保険課から保険者宛にリーフレット等の周知依頼をし、令和6年6月28日に再度、周知依頼をした。

事務連絡
令和6年6月28日

全国健康保険協会
健康保険組合
国家公務員共済組合
地方公務員共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
国民健康保険組合
全国土木建築国民健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課

HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について (再協力依頼)

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、ご尽力を賜り熱く御礼申し上げます。

HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知については、「HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について」（令和6年2月13日付け事務連絡。別添参照）で周知したところですが、今般改めて、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課より、別紙のとおり事務連絡が発出されておりますので、ご了知いただくとともに、別紙のリーフレットやチラシを活用し、加入者への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

○ キャッチアップ接種（対象者向け）

【平成9年度生まれ～平成19年度生まれ】までの女性へ
大切なお知らせ

HPVワクチンの接種を逃した方に
接種の機会をご提供します

公費による接種は
2024年度末(2025年3月末)まで

接種は合計3回で、完了するまでに約6か月間かかるため、
接種を希望する方は、お早めの接種をご検討ください。

厚生労働省

○ 9価ワクチン

平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性へ

「HPVワクチン」
の接種の機会を逃した方も
9価のワクチンを公費で
接種できるようになりました

「HPVワクチンとはなんですか？」
「9価のHPVワクチンとは、
どのようなワクチンですか？」
「9価ワクチンの接種後に
留意点がありますか？」

あなたと関係のある「がん」があります

厚生労働省

○ キャッチアップ接種（一般向け）

子宮頸がん予防のために今できること

平成9年度～平成19年度生まれの女性で
HPVワクチン接種がまだお済みでない方へ

接種機会を逃した方は
「キャッチアップ接種」が
受けられます

子宮頸がんは、若い年齢で発症する割合が比較的高いんです。
毎年1万人以上の方が子宮頸がんにかかり、
毎年3,000人以上の方が子宮頸がんによって亡くなっています。

公費による接種は
2024年度末(2025年3月末)まで

接種は合計3回で、完了するまでに約6か月間かかるため、
接種を希望する方は、お早めの接種をご検討ください。

厚生労働省

○ ワクチン接種と検診

子宮頸がんの予防のために
今できること

～HPVワクチンと子宮頸がん検診～

平成9年度～平成19年度生まれで
HPVワクチン接種がまだお済みでない女性に
「キャッチアップ接種」が
受けられます

公費による
接種は
2024年度末
(2025年3月末)
まで

接種は合計3回で、完了するまでに約6か月間かかるため、
接種を希望する方は、お早めの接種をご検討ください。

HPVワクチンの「キャッチアップ接種」
について詳しくはこちら

小学6年生～高校1年生相当の女性へ
HPVワクチンの定期接種を公費で行っています

定期接種について詳しくはこちら

20歳以上の女性へ
HPVワクチンを受けていなくても
定期的な子宮頸がん検診を受けてください

子宮頸がん検診について詳しくはこちら

厚生労働省

自治体における代表的な事例

接種対象者への個別通知、一般の方が目にする場所等への広告掲載に加えて、平日の日中には接種できない等の接種対象者の特性を踏まえ、医療機関の診療時間の延長、医療機関以外の接種の場の確保等、柔軟な接種機会の提供に取り組んでいた。

個別通知

- 中学1年（標準的な接種期間に該当する者）、キャッチアップ接種対象者等に予診票を個別送付
- 小学6年の女子でワクチンを接種していない者とその保護者にリーフレットと予診票を同封したお知らせを送付
- 個別送付時期を例年より早める、送付回数を例年より多くする

インターネット（SNS含む）を用いた周知

- 自治体独自に普及啓発動画、リーフレットを作成しSNS等で発信

より柔軟な接種機会の提供

- ワクチン接種実施医療機関の診療時間の延長
- 大学、ショッピングモールにおける接種を実施・検討
- 住民票がある自治体との契約に基づいて、住民票がない場合でも接種後の償還払いに対応

その他

- 公共交通機関を活用し、車体広告、車内へのポスター掲示
- 接種対象者（主に高校生）から周知方法やリーフレットの内容について意見交換の場を設ける
- 都道府県主催の会議を開催

全国各地の大学における夏の広報キャンペーン

○ 本年6月12日に文部科学省より、全国の大学において周知広報に取り組むよう依頼。

○ 7月上旬より以下の大学では、学食トレイへの広告掲出、ポスター掲示を行うなどの周知を実施。

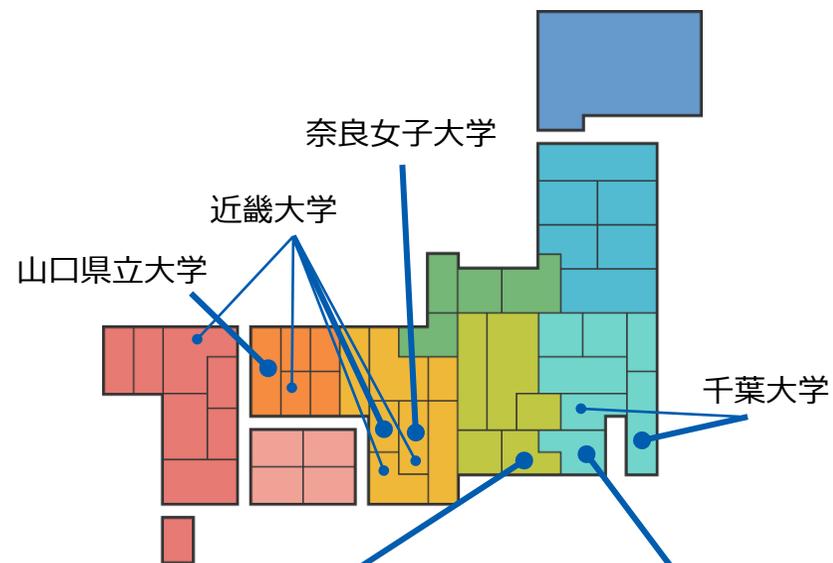
大妻女子大学、共立女子大学、上智大学、立教大学

○ 7月5日（金）以降、次のような周知策を展開し、大学においてキャッチアップ接種の認知度を高める活動を実施。

- ・ 学食やラウンジへの卓上POP掲示による周知
- ・ チラシやポスターの提供・掲示
- ・ 各大学独自の取組（学生や保護者への周知、セミナーの開催等）の実施

実施大学は以下の通り。メディア取材についても了承済み。
（詳細情報について[プレスリリース](#)を发出）

近畿大学、静岡社会健康医学大学院大学、静岡理工科大学、千葉大学、東海大学、奈良女子大学、山口県立大学



- ・ 静岡社会健康医学大学院大学 東海大学（湘南キャンパス）
- ・ 静岡理工科大学及び関連校

キャッチアップ接種に関する広報（令和6年7月～）

様々な広告媒体等を活用し、より多くの対象者に届くように周知を行っている。

動画媒体の作成・共有

厚生労働省の事業としてインターネット広告（X、Instagramなど）等での配信しているほか、学校や自治体等で広く活用いただけるように、厚労省HP等に掲載。



※「女子高校生の皆さまへ」の動画は、高校1年相当の女性は定期接種として、高校2・3年相当の女性はキャッチアップ接種として、それぞれ公費で接種できる最終年度となっていることを踏まえ作成。

OiTr(オイテル)

個室トイレに設置されたサイネージで短い動画を見ると、生理用品が無料でもらえるシステムへの広告を配信。



- HPVワクチンに関する動画を配信
- 配信先：機材を設置している大学キャンパス約70施設など

10月以降の周知内容

○ 引き続き、正しい情報提供に努めるため、新たにリーフレットを作成し、10月以降も接種を希望する方に接種機会を提供できるよう、各自治体に対して、10月以降の接種スケジュール等の取扱いに関するQ Aを示した。

9月末までのメッセージ チラシ（令和6年7月作成）

- 接種は合計3回で、完了するまでに約6か月かかるため、接種を希望する方は、今年の9月までに接種を開始することをご検討ください。

HPV「キャッチアップ接種」
2025年3月まで

平成9～19年度生まれの女性へ

公費による
HPVワクチン「キャッチアップ接種」は
2025年3月までです

子宮頸がんは、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。
毎年1万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、
毎年3,000人以上の女性が子宮頸がんで亡くなっています。

子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの接種を逃した方に、
公費による接種の機会（キャッチアップ接種）をご提供しています。

接種は合計3回で、完了するまでに約6か月かかるため、接種を希望する方は、
今年の9月までに 接種を開始することをご検討ください。

HPVワクチンの「キャッチアップ接種」についてもっと詳しく知りたい方はこちら 厚生労働省ホームページ

HPVワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら

対象の方には、お住まいの市町村から接種券が届いています。
お手元がない場合は、再発行も可能ですので、市町村にお問い合わせください。

10月からのメッセージ チラシ（令和6年9月作成）

- 接種は合計3回です。接種のスケジュールなどについてご不明な点やご相談があれば、お住まいの市町村にお問い合わせください。

HPV「キャッチアップ接種」
2025年3月まで

平成9～19年度生まれの女性へ

公費による
HPVワクチン「キャッチアップ接種」は
2025年3月までです

子宮頸がんは、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。
毎年1万人以上の女性が子宮頸がんにかかり、
毎年3,000人以上の女性が子宮頸がんで亡くなっています。

子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの接種を逃した方に、
公費による接種の機会（キャッチアップ接種）をご提供しています。

接種は合計3回です。接種のスケジュールなどについてご不明な点やご相談があれば、
お住まいの市町村にお問い合わせください。

よくあるご質問

Q. 接種券はどうしたら手に入りますか？
A. 対象の方には、お住まいの市町村から接種券が届いています。お手元がない場合は、再発行も可能ですので、市町村にお問い合わせください。

Q. 2025年3月までに合計3回の接種を完了できなくても、それまでに行った接種（1回目や2回目）の費用は、公費の対象になりますか？
A. キャッチアップ接種の期間である2025年3月までであれば、合計3回の接種を完了したかを問わず、それまでに行った接種は、公費による接種となります。

HPVワクチンの「キャッチアップ接種」についてもっと詳しく知りたい方はこちら 厚生労働省ホームページ

HPVワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら

10月以降のHPVワクチンの周知 QA

問1 HPVワクチンのキャッチアップ接種について、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえて、定期接種実施要領の標準的な接種方法をとることができない場合はどうすればよいか。

答1

- 実施要領に定めている通り、以下のように接種することが考えられる。

	標準的な接種方法	左記の方法をとることができない場合の接種方法
2価	1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2年半以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短5か月で完了</i>
4価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短4か月で完了</i>
9価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短4か月で完了</i>

問2 答1の方法を自治体から被接種者に個別に周知して差し支えないか。また、国は周知を行う予定はあるか。

答2

- ワクチンの添付文書における記載や、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論において、「キャッチアップ接種の周知に当たっては、被接種者が自らの体調等を考慮せず、無理をして接種をしないよう、早い段階からの周知を行うべき」との指摘を踏まえ、国の周知においては標準的な接種方法について早い段階からお知らせすることとしてきた。
- 自治体において、被接種者や医療機関等からの個別の照会に対して、また、無理のない接種を促すことと併せて、答1に示した接種方法を案内・周知することは差し支えないが、国としては前述の周知の考え方から、一律に答1の方法を周知する予定はない。

問3 令和7年3月末までに3回目までの接種を完了できない場合であっても、令和7年3月末までに行った接種は公費の対象か。

答3

- キャッチアップ接種の期間である令和7年3月31日までの間であれば、3回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えない。

3

1. 10月からの定期接種化（新型コロナ）関連について
2. HPVワクチン10月以降の情報周知について
3. 予防接種事務のデジタル化について
4. 予防接種情報Webサイトの改修について
5. 令和7年度概算要求について
6. 主なご質問

健康管理システム標準仕様書3.0版の適合基準日について

本年8月30日に公表した健康管理システム標準仕様書3.0版のうち、予防接種事務デジタル化に係る改定部分の適合基準日については「令和8年4月2日以降の日付で検討中」とし、具体的な適合基準日に関しては、来年1月に改定予定の3.1版で定めることとした。

機能ID等	適合基準日
①標準仕様書3.0版のうち、従来の1.1版及び2.0版から変更がない機能	令和8年4月1日 ※変更なし
②標準仕様書3.0版のうち、今回新たに追加された機能（→予防接種事務のデジタル化に必要な機能）	実装必須：令和8年4月2日以降の日付で検討中 ※具体的な適合基準日は、3.1版で定める予定 標準オプション：標準オプション機能であるため未規定

- 適合基準日は、その期日までにシステムを適合させる必要がある旨の期限を示したものであり、適合基準日より前にシステムを改修して、標準仕様に適合させる（=デジタル化を開始する）ことは可能。
- そのため、適合基準日は令和8年4月2日以降とするが、厚生労働省としては、従来の予定どおり、各自治体が令和8年度当初から予防接種事務のデジタル化を実現できるよう、令和7年度末までに各種システム（集合契約システム、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム等）を整備すべく、引き続き開発に取り組む。
- なお、3.1版改定に向けて、3.0版で新たに追加した機能等のうち「実装必須機能」としている機能の一部については、その機能を自治体が利用する際に「健康管理システム」ではなく「予予システム」を操作することを念頭に、「標準オプション機能」に見直すことができないか検討している。

4

1. 10月からの定期接種化（新型コロナ）関連について
2. HPVワクチン10月以降の情報周知について
3. 予防接種事務のデジタル化について
4. 予防接種情報Webサイトの改修について
5. 令和7年度概算要求について
6. 主なご質問

厚生労働省「予防接種情報」サイトの現状および改修の方向性

「予防接種情報」サイトについて、国民、自治体職員、医療関係者等、様々な立場の方が利用することを踏まえ、見る立場が異なっても必要な情報にたどり着きやすくするための改修を実施中。改修後のサイトは9月30日公開予定。

「予防接種情報」サイトの現状

- 同じページに対象者の異なる情報が混在しており、目的の情報にたどり着きにくい
- 各疾病のページごとに情報の形式や粒度にばらつきがある



改修の方向性 ※9月30日 公開予定

- 利用者層ごとの目的やニーズを整理し、必要な情報にたどり着きやすい構成に見直す
- アイコン等を取り入れ、視覚的な分かりやすさを改善
- 定期接種対象の各ワクチンの情報に特化したページを新たに作成し、掲載する情報の形式や粒度をできる限り揃える

健康・医療 予防接種情報

- ▶ [定期接種で予防できる病気について](#)
- ▶ [副反応疑い報告制度について](#)
- ▶ [健康被害救済について](#)
- ▶ [ワクチンの供給状況について](#)
- ▶ [予防接種事務のデジタル化について](#)
- ▶ [基本計画・定期接種実施要領・予防指針](#)
- ▶ [審議会・検討会など](#)
- ▶ [関連法令・通知](#)
- ▶ [統計・その他](#)

定期接種で予防できる病気について

予防接種がある病気について、病気の概要やワクチンの効果などについてまとめています。



- ▶ [季節性インフルエンザ](#)
- ▶ [ジフテリア](#)
- ▶ [破傷風](#)
- ▶ [百日せき](#)
- ▶ [水痘](#)
- ▶ [ロタウイルス](#)
- ▶ [結核 \(BCG\)](#)
- ▶ [日本脳炎](#)
- ▶ [Hib感染症](#)
- ▶ [麻疹](#)
- ▶ [肺炎球菌感染症 \(高齢者\)](#)
- ▶ [肺炎球菌感染症 \(小児\)](#)
- ▶ [ヒトパピローマウイルス感染症 \(HPVワクチン\)](#)
- ▶ [ポリオ \(急性灰白髄炎\)](#)
- ▶ [風しん](#)
- ▶ [B型肝炎](#)

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html

ヒアリング対象者からのコメント

「予防接種情報」サイトのニーズを把握するため、国民、自治体職員、医療関係者へのヒアリングをおこなった。

国民

- 80代の親に相談されてワクチンについて調べることがある。
- 子どもが産まれたばかりだと、いつ、どのワクチンを受けさせたらよいか全く分からない。
- ワクチンの安全性、効果、副反応について知りたい。
- 自分がいつ何をすべきなのか、ひと目見てスケジュールが分かると良い。

自治体職員

- 医師からワクチンの供給情報の問い合わせがあった時に参照する。
- 「審議会」の議事録などを見て、最新情報を確認する。
- 市民からの問合せに正確かつ分かりやすく答えるため、「関連通知」「Q&A」「基本計画」「健康被害救済」をよく参考にする。
- 予防接種法や施行例など法令関係について知りたいときに閲覧する。

医療関係者

- 「審議会・研究会」の議事録や資料をよく確認する。
- 疾病の最新情報に関しては、国立感染症研究所のレポートを参照する。
- 過去の関連通知をさかのぼって探し出す作業が大変だった。

改修後のサイトイメージ：トップページ

★：主な改修点（次ページ以降で説明）

予防接種・ワクチン情報

「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願い

「ワクチンで防げる感染症があります。受けられるワクチンの種類や効果、安全性などの最新の情報をお知らせしています。」

- 定期接種の対象のワクチン
- 安全性評価の取組
- 健康被害に対する救済制度
- ワクチンの供給
- よくある質問

トピックス

- 2024年7月29日掲載 ▶ 予防接種後デジタル化8種移行実施について
- 2024年6月17日掲載 ▶ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援、医療体制強化のための地域ブロック単位連携推進事業実施の体感調査・東北ブロックの告知書について
- 2024年6月14日掲載 ▶ 令和6年度第1回 予防接種に係る自治体関係者委員会の掲載
- 2024年4月17日更新 ▶ 新型コロナウイルスワクチンの有効性・安全性について紹介しています。
- 2024年4月1日更新 ▶ 新型コロナウイルス接種証明書の情報を更新しました。

ワクチンに関する情報

接種を受ける方向け | 自治体向け | 医療関係者向け

ワクチンを接種開始年齢別に見る

1歳2か月から	1歳5か月から	1歳から
3歳から	5歳から	9歳から
11歳から	12歳から	65歳から

ワクチンを一覧で見る

ワクチン (標準的接種年齢)	病名
● ロタウイルスワクチン (生後2か月～)	● ロタウイルス
● 5価混合ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	● シンデリア、● 破傷風、● 百日せき、● ポリオ(毒性野生株)、● H4N2感染症
● 子どもの肺炎球菌ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	● 子どもの肺炎球菌感染症
● B型肝炎ワクチン (生後2か月～)	● B型肝炎
● 高齢者の肺炎球菌ワクチン (65歳)	● 高齢者の肺炎球菌感染症
● インフルエンザワクチン(高齢者)(無毒)	● 季節性インフルエンザ
● 新型コロナウイルスワクチン(高齢者)(無毒)	● 新型コロナウイルス感染症

関連リンク
新型コロナウイルスについて | 予防接種スケジュール(国立感染症研究所) | 海外渡航のためのワクチン(検成所) | ワクチン受給の履歴ファイル | がん患者さんにお薦めのワクチン

よくある質問

接種を受ける方向け

一般的な質問

- Q1 予防接種ってなに?
- Q2 受けた方がいいのはどのワクチン?
- Q3 予防接種はいつ受ければよい?
- Q4 ワクチンを接種することができないのはどのような人ですか?
- Q5 念、流行していない病気のワクチン接種は要らないのでははないですか?
- Q6 予防接種を受ける前や受けた後には何に気をつけなければよい?
- Q7 ワクチンにはどのくらい効果があるの?
- Q8 ワクチンによる副作用(副作用)の心配はないの?

ワクチンごとの質問

Q&A ロタウイルスワクチン	Q&A BCGワクチン	Q&A HPVワクチン
Q&A 5価混合ワクチン	Q&A MRワクチン	Q&A 高齢者の肺炎球菌ワクチン
Q&A 子どもの肺炎球菌ワクチン	Q&A 日本脳炎ワクチン	Q&A インフルエンザワクチン(高齢者)(無毒)
Q&A B型肝炎ワクチン		Q&A 新型コロナウイルス(高齢者)(無毒)

ワクチンの安全性評価の仕組みについて

接種を受ける方向け | 自治体向け | 医療関係者向け

病院等の開設者又は医師は、定期接種等を受けた者が、厚生労働大臣が定める病状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが義務づけられています。厳密に因果関係があるかどうかに関わらず、広く報告することとなっています。

予防接種後副反応の報告書を入力するためのアプリもありますので、御活用ください。

- 副反応疑い報告書(紙様式)
- 副反応疑い報告書(タブレット)の入りかぶり(「予防接種後副反応疑い報告書」入力アプリ)はこちら(国立感染症研究所)

※本アプリは「予防接種後副反応疑い報告書」をパソコンの画面上で作成するためのアプリです。2016年10月1日からアプリで作成した報告書でも報告いただけます。

健康被害救済について

接種を受ける方向け

定期接種等によって、接種を受けた方何らかの健康被害が発生した場合に、医療費・障害年金等を給付する制度があります。症状をお持ちの方からの申請を受けて、国が設置する審議会(医療・障害認定審議会)が審査を行っています。

- 予防接種健康被害救済制度
- ポリオワクチン2次感染対策事業実施要綱(1.3KB)
- ポリオワクチン2次感染対策事業実施要綱(1.91KB)
- 新型インフルエンザ予防接種(2009-2010年度)

ワクチンの供給状況について

自治体向け | 医療関係者向け

ワクチンの供給状況や、関係者の皆さまへのお問い合わせに関する情報を掲載します。

- ワクチンの供給状況について

予防接種事務のデジタル化について

自治体向け

予防接種事務のデジタル化に関する情報を掲載します。

- 予防接種事務のデジタル化について
- 自治体説明会(令和6年6月21日)
- 予防接種情報デジタル化8種移行実施

基本計画・定期接種実施要領・予防指針

- 2014年3月28日 ▶ 予防接種に関する基本的計画(PDF形式:224KB) | 予防接種に関する基本的計画(HTML)
- 2024年3月29日 ▶ 定期接種実施要領(PDF形式:445KB) [338KB] (改正後全文、令和6年3月29日改正)
- 2013年4月1日 ▶ 風しんに関する特定感染症予防指針(PDF形式:173KB) (平成24年12月14日一部改正・平成25年4月1日追補)
- 2014年3月28日 ▶ 風しんに関する特定感染症予防指針(PDF形式:173KB)

審議会・検討会など

法律で定められた審議会

- 予防接種・ワクチン分科会
- 予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会
- 予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会
- 予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産流通部会
- 予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する委員会
- 予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産流通部会季節性インフルエンザワクチンの製造過程について検討する委員会

その他の検討会等

- 風しん対策推進会議
- ワクチン産業ビジョン推進委員会
- 不潔なポリオワクチンの回収等に関する検討会

関連法令・通知

関連法令

- 予防接種法
- 予防接種法施行令
- 予防接種法施行規則
- 予防接種法実施規則

関連通知

- 関係通知一覧
- 過去の関連通知(2013年3月30日～2019年5月27日)

統計・その他

予防接種に関する統計

- 予防接種実施報告書
- 予防接種健康被害発生数
- 予防接種後副反応報告書集計報告書・予防接種健康被害発生数集計
- 新型コロナウイルスワクチンの接種回数について(令和6年4月1日公表)

その他

- 予防接種基礎調査(平成29年3月開催)資料
- 定期的予防接種における対象者の解放について(業務連絡) [PDF形式:113KB]
- 定期的予防接種に関する報道について(令和6～3年度分) [693KB]

主な改修点（1）：トップページ

健康・医療 **予防接種・ワクチン情報**

▶ 「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願い

「ワクチンで防げる感染症があります」
受けられるワクチンの種類や効果、
安全性などの最新の情報をお知らせ
しています。



- 定期接種の対象のワクチン
- 安全性評価の取組
- 健康被害に対する救済制度
- ワクチンの供給
- よくある質問

トピックス ▶ 報道発表資料（健康局） ▶ トピックス一覧

- 2024年7月29日掲載 ▶ 予防接種情報デジタル化B強先行実施について
- 2024年6月17日掲載 ▶ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業実施法人の北海道・東北ブロックの再公募について
- 2024年6月14日掲載 ▶ 令和6年度第1回 予防接種に係る自治体説明会資料の掲載
- 2024年4月17日更新 ▶ 新型コロナワクチンの有効性・安全性について紹介しています。
- 2024年4月1日更新 ▶ 新型コロナワクチン接種証明書の情報を更新しました

▶ ページの先頭へ戻る

ワクチンに関する情報

- 接種を受ける方向け
- 自治体向け
- 医療関係者向け

ワクチンを接種開始年齢別に見る

- 生後2か月から
- 生後5か月から
- 1歳から
- 3歳から
- 5歳から
- 9歳から
- 11歳から
- 12歳から
- 65歳から

キービジュアル・アイコンリンクの追加

目に留まりやすいキービジュアルとアイコンリンクを追加

タグの追加

情報の主な対象者を判別しやすくするためのテキストタグを追加

主な改修点（2）：トップページ

ワクチンに関する情報

接種を受ける方向け 自治体向け 医療関係者向け

ワクチンを接種開始年齢別に見る

- 生後2か月から
- 生後5か月から
- 1歳から
- 3歳から
- 5歳から
- 9歳から
- 11歳から
- 12歳から
- 65歳から

ワクチンを一覧で見る

ワクチン (標準的な接種年齢)	病気
● ロタウイルスワクチン (生後2か月～)	● ロタウイルス
● 5種混合ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	● ジフテリア ● 破傷風 ● 百日せき ● ポリオ(急性灰白髄炎) ● Hib感染症
● 子どもの肺炎球菌ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	● 子どもの肺炎球菌感染症
● B型肝炎ワクチン (生後2か月～)	● B型肝炎
● 高齢者の肺炎球菌ワクチン (65歳)	● 高齢者の肺炎球菌感染症
● インフルエンザワクチン(高齢者)(毎年) (65歳～)	● 季節性インフルエンザ
● 新型コロナワクチン(高齢者)(毎年) (65歳～)	● 新型コロナウイルス感染症

関連リンク

[新型コロナワクチンについて | 予防接種スケジュール\(国立感染症研究所\)](#) | [海外渡航のためのワクチン\(検疫所\)](#) | [ワクチン関係の啓発ツール](#) | [がん患者さんにお薦めのワクチン](#)

接種開始年齢ごとに情報を整理

年齢ごとに接種が推奨されているワクチンの情報を整理

ワクチンごとのページを新たに作成

各ワクチンに関する詳細と対応する疾病の情報、Q&Aをまとめたページを新たに作成

主な改修点（3）：トップページ

よくある質問

接種を受ける方向け

一般的な質問

- Q1 予防接種ってなに？
- Q2 受けた方がよいのはどのワクチン？
- Q3 予防接種はいつ受ければよいの？
- Q4 ワクチンを接種することができないのはどのような人ですか？
- Q5 今、流行していない病気のワクチン接種は要らないのではないですか？
- Q6 予防接種を受ける前や受けた後には何に気をつけなければよいの？
- Q7 ワクチンにはどのくらいの効果があるの？
- Q8 ワクチンによる副反応（副作用）の心配はないの？

ワクチンごとの質問

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------|--|
| Q&A ロタウイルスワクチン | Q&A BCGワクチン | Q&A HPVワクチン |
| Q&A 5価混合ワクチン | Q&A MRワクチン | Q&A 高齢者の肺炎球菌ワクチン |
| Q&A 子どもの肺炎球菌ワクチン | Q&A 日本脳炎ワクチン | Q&A インフルエンザワクチン（高齢者）（毎年） |
| Q&A B型肝炎ワクチン | | Q&A 新型コロナウイルスワクチン（高齢者）（毎年） |

[ページの先頭へ戻る](#)

ワクチンの安全性評価の仕組みについて

接種を受ける方向け 自治体向け 医療関係者向け

病院等の開設者又は医師は、定期接種等を受けた者が、厚生労働大臣が定める病状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告することが義務づけられています。厳密に因果関係があるかどうかに関わらず、広く報告することとなっています。

予防接種後副反応疑い報告書を入力するためのアプリもありますので、御活用ください。

[副反応疑い報告制度](#)

▶ [副反応疑い報告書（別紙様式2）の入力アプリ（「予防接種後副反応疑い報告書」入力アプリ）はこちら（国立感染症研究所）](#)

※本アプリは「予防接種後副反応疑い報告書」をパソコンの画面上で作成するためのアプリです。2016年10月1日からアプリで作成した報告書でも報告いただけます。

[ページの先頭へ戻る](#)

「ワクチンごとの質問」リンクを新設

各ワクチンのページに掲載しているQ&Aに遷移可能なリンクを作成

主な改修点（４）：トップページ

The screenshot shows a website interface with several sections. A red box highlights the '基本計画・定期接種実施要領・予防指針' section, which contains a list of documents with dates and file formats. Another red box highlights the '関連通知' section at the bottom, which contains a button labeled '関連通知一覧'.

基本計画・定期接種実施要領・予防指針

- 2014年3月28日 ▶ [PDF 予防接種に関する基本的な計画 \[PDF形式: 224KB\]](#)
- ▶ [予防接種に関する基本的な計画 \[HTML\]](#)
- 2024年3月29日 ▶ [PDF 定期接種実施要領 \[PDF形式: 445KB\] \[338KB\]](#)
(改正後全文・令和6年3月29日改正)
- 2013年4月1日 ▶ [PDF 麻疹に関する特定感染症予防指針 \[PDF形式: 173KB\]](#)
(平成24年12月14日一部改正・平成25年4月1日適用)
- 2014年3月28日 ▶ [PDF 風しんに関する特定感染症予防指針 \[PDF形式: 173KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

審議会・検討会など

法律で定められた審議会

- ▶ [予防接種・ワクチン分科会](#)
- ▶ [予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会](#)
- ▶ [予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会](#)
- ▶ [予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産流通部会](#)
- ▶ [予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会](#)
- ▶ [予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産流通部会季節性インフルエンザワクチンの製造株について検討する小委員会](#)

その他の検討会等

- ▶ [麻疹対策推進会議](#)
- ▶ [ワクチン産業ビジョン推進委員会](#)
- ▶ [不活化ポリオワクチンの円滑な導入に関する検討会](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

関連法令・通知

関連法令

- ▶ [予防接種法](#)
- ▶ [予防接種法施行令](#)
- ▶ [予防接種法施行規則](#)
- ▶ [予防接種実施規則](#)

関連通知

[関連通知一覧](#)

基本計画・定期接種実施要項・予防指針

日付とタイトルを分けて記載し、視認性の向上を図る

関連通知について

トップページに掲載されている通知を「関連通知一覧」ページに整理

新たに作成したページ（1）：年齢別に推奨される予防接種のページ

接種開始年齢別に推奨されるワクチンの情報を簡易的に整理したページを新たに作成。

(▼トップページ)

ワクチンに関する情報

接種を受ける方向け 自治体向け 医療関係者向け

ワクチンを接種開始年齢別に見る

生後2か月から 生後5か月から 1歳から
3歳から 5歳から 9歳から
11歳から 12歳から 65歳から

ワクチンを一覧で見る

ワクチン (標準的な接種年齢)	病気
● ロタウイルスワクチン (生後2か月～)	▶ ロタウイルス
● 5種混合ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	▶ ジフテリア ▶ 破傷風 ▶ 百日せき ▶ ポリオ(急性灰白髄炎) ▶ Hib感染症
● 子どもの肺炎球菌ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	▶ 子どもの肺炎球菌感染症
● B型肝炎ワクチン (生後2か月～)	▶ B型肝炎

健康・医療 **生後2か月から推奨される予防接種**

▶ [「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願い](#)

ワクチン	接種スケジュール
▶ ロタウイルスワクチン	ロタウイルスワクチンによって、乳幼児の下痢・嘔吐症の主な原因であるロタウイルスの予防ができます。 生後8～14週から接種を行います。
▶ 5種混合ワクチン	5種混合ワクチンによって、ポリオ、百日せき、破傷風、ヒトインフルエンザ菌感染症、ジフテリアのような重篤な疾患の予防ができます。 生後2か月から初回の接種を行い、一定期間を経て追加の接種を行います。
▶ 子どもの肺炎球菌ワクチン	肺炎球菌ワクチンによって、肺炎や髄膜炎などの重篤な疾患の予防ができます。 生後2か月から初回の接種を行い、一定期間を経て追加の接種を行います。
▶ B型肝炎ワクチン	B型肝炎ウイルスワクチンによって、肝炎などの重篤な疾患の予防ができます。 生後2か月から接種を行います。

ワクチンを接種開始年齢別に見る

生後2か月から 生後5か月から 1歳から
3歳から 5歳から 9歳から
11歳から 12歳から 65歳から

▶ [ページの先頭へ戻る](#)

新たに作成したページ（２）：各ワクチンに関するページ

各ワクチンに関する詳細と対応する疾病の情報、Q&Aをまとめたページを新たに作成。

健康・医療 **生後2か月から推奨される予防接種**

▶ 「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願い

ワクチン	接種スケジュール
ロタウイルスワクチン	ロタウイルスワクチンによって、乳幼児の下痢・嘔吐症の主な原因であるロタウイルスの予防ができます。生後8～14週から接種を行います。
5種混合ワクチン	5種混合ワクチンによって、ポリオ、百日せき、破傷風、ヒトインフルエンザ菌感染症、ジフテリアのような重篤な疾患の予防ができます。生後2か月から初回の接種を行い、一定期間を経て追加の接種を行います。
子どもの肺炎球菌ワクチン	肺炎球菌ワクチンによって、肺炎や髄膜炎などの重篤な疾患の予防ができます。生後2か月から初回の接種を行い、一定期間を経て追加の接種を行います。
B型肝炎ワクチン	B型肝炎ウイルスワクチンによって、肝炎などの重篤な疾患の予防ができます。生後2か月から接種を行います。

ワクチンを接種開始年齢別に見る

[生後2か月から](#) [生後5か月から](#) [1歳から](#)
[3歳から](#) [5歳から](#) [9歳から](#)
[11歳から](#) [12歳から](#) [65歳から](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

健康・医療 **ロタウイルスワクチン**

[疾病の性質](#) [ワクチンの効果](#) [接種の対象者とスケジュール](#) [使用するワクチン](#)
[ワクチンの安全性](#) [接種を受けられない方](#) [接種に注意が必要な方](#) [Q&A](#)
[リーフレット](#) [関連通知](#) [関連審議会・検討会等](#)
[その他の定期接種ワクチンを年齢別に見る](#) [相談窓口](#) [関連リンク](#)

▶ 「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願い

ロタウイルスワクチンによって、乳幼児の下痢・嘔吐症の主な原因であるロタウイルスの予防ができます。生後8～14週頃に接種を行います。

疾病の性質

病気の概要

ロタウイルスによって引き起こされる急性の胃腸炎で、乳幼児期（0～6歳ごろ）にかりやすい病気です。主な症状は、水のような下痢、吐き気、嘔吐（おうと）、発熱、腹痛です。ふつう、5歳までにほぼすべての子どもがロタウイルスに感染するといわれています。脱水症状がひどくなると入院治療が必要になることがあります。5歳までの急性胃腸炎の入院患者のうち、40～50%前後はロタウイルスが原因です。

発生状況

国立感染症研究所より調査が行われています。詳しくは下記リンクをご覧ください。

▶ [感染症発生動向調査（IDWR）](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

ワクチンの効果

ロタウイルスに対するワクチンを接種することにより、ロタウイルス胃腸炎による入院患者を約70～90%減らすことができたと報告されています。

[ページの先頭へ戻る](#)

接種の対象者とスケジュール

初回の接種を生後2か月から生後14週6日までに行います（生後6週から接種できます）。初回の接種を生後15週以

新たに作成したページ（2）：各ワクチンに関するページ

各ワクチンのページにはトップページ内の一覧からもアクセス可能。

(▼トップページ)

ワクチンに関する情報

接種を受ける方向け 自治体向け 医療関係者向け

ワクチンを接種開始年齢別に見る

生後2か月から 生後5か月から 1歳から
3歳から 5歳から 9歳から
11歳から 12歳から 65歳から

ワクチンを一覧で見える

ワクチン (標準的な接種年齢)	病気
▶ ロタウイルスワクチン (生後2か月～)	▶ ロタウイルス
▶ 5種混合ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	▶ ジフテリア ▶ 破傷風 ▶ 百日せき ▶ ポリオ(急性灰白髄炎) ▶ Hib感染症
▶ 子どもの肺炎球菌ワクチン (生後2か月～、追加接種あり)	▶ 子どもの肺炎球菌感染症
▶ B型肝炎ワクチン (生後2か月～)	▶ B型肝炎

健康・医療 ロタウイルスワクチン

- ▶ [疾患の性質](#)
- ▶ [ワクチンの効果](#)
- ▶ [接種の対象者とスケジュール](#)
- ▶ [使用するワクチン](#)
- ▶ [ワクチンの安全性](#)
- ▶ [接種を受けられない方](#)
- ▶ [接種に注意が必要な方](#)
- ▶ [Q&A](#)
- ▶ [リーフレット](#)
- ▶ [関連通知](#)
- ▶ [関連審議会・検討会等](#)
- ▶ [その他の定期接種ワクチンを年齢別に見る](#)
- ▶ [相談窓口](#)
- ▶ [関連リンク](#)

▶ 「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願いします

ロタウイルスワクチンによって、乳幼児の下痢・嘔吐症の主な原因であるロタウイルスの予防ができます。生後8～14週頃に接種を行います。

疾病の性質

病気の概要

ロタウイルスによって引き起こされる急性の胃腸炎で、乳幼児期(0～6歳ごろ)にかかりやすい病気です。主な症状は、水のような下痢、吐き気、嘔吐(おうと)、発熱、腹痛です。
ふつう、5歳までにほぼすべての子どもがロタウイルスに感染するといわれています。脱水症状がひどくなると入院治療が必要になることがあります。5歳までの急性胃腸炎の入院患者のうち、40～50%前後はロタウイルスが原因です。

発生状況

国立感染症研究所により調査が行われています。詳しくは下記リンクをご覧ください。
▶ [感染症発生動向調査\(IDWR\)](#)

[▶ ページの先読へ戻る](#)

ワクチンの効果

ロタウイルスに対するワクチンを接種することにより、ロタウイルス胃腸炎による入院患者を約70～90%減らすことができたと報告されています。

[▶ ページの先読へ戻る](#)

接種の対象者とスケジュール

初回の接種を生後2月から生後14週6日までに行います(生後6週から接種できます)。初回の接種を生後15週以

新たに作成したページ（3）：「関連通知」一覧のページ

関連通知等を一つにまとめたページを新たに作成。

(▼トップページ)

関連法令・通知

関連法令

- ▶ 予防接種法
- ▶ 予防接種法施行令
- ▶ 予防接種法施行規則
- ▶ 予防接種実施規則

関連通知

- ▶ 関連通知一覧

健康・医療 関連通知

- ▶ 全般的事項
- ▶ 過去の通知
- ▶ 各ワクチン
- ▶ 安全性評価、副反応疑い報告
- ▶ 健康被害救済制度
- ▶ ワクチンの供給
- ▶ 予防接種事務のデジタル化
- ▶ 関連リンク

▶ 「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願い

全般的事項

2024年4月15日 ▶ [PDF](#) 「新型コロナウイルスワクチンの接種に伴い副反応を疑う症状が生じた者への対応について（再周知）（事務連絡）」 [75KB] [📄](#)

2024年4月8日 ▶ [PDF](#) 「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）」 [55KB] [📄](#)

▶ [PDF](#) 別紙 [191KB] [📄](#)

2024年3月29日 ▶ [PDF](#) 「予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）」 [256KB] [📄](#)

▶ [PDF](#) 「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について [PDF形式:54KB] [54KB] [📄](#)

▶ [PDF](#) (別紙) 新旧対照表 [PDF形式:156KB] [156KB] [📄](#)

▶ [PDF](#) (参考) 改正後全文 [PDF形式:339KB] [339KB] [📄](#)

2019年2月1日 ▶ [PDF](#) 予防接種法の施行令の一部を改正する政令等の施行等について [PDF形式:135KB] [135KB] [📄](#)

▶ [PDF](#) 別紙1 [PDF形式:102KB] [102KB] [📄](#)

▶ [PDF](#) 別紙2 [PDF形式:1693KB] [1.7MB] [📄](#)

▶ ページの先頭へ戻る

過去の通知

▶ [過去の関連通知（2019年5月7日まで）](#)

▶ ページの先頭へ戻る

新たに作成したページ（3）：「関連通知」一覧のページ

改修前はトップページや各疾病のページ等に掲載されていた通知を「全般的事項」「各ワクチン」等に分けて整理。

健康・医療 関連通知

- 全般的事項
- 過去の通知
- 各ワクチン
- 安全性評価、副反応疑い報告
- 健康被害救済制度
- ワクチンの供給
- 予防接種事務のデジタル化
- 関連リンク

▶ 「予防接種情報」ウェブサイトに関するアンケートへのご協力をお願い

全般的事項

2024年4月15日 ▶ [「新型コロナウイルスワクチンの接種に伴い副反応を疑う症状が生じた者への対応について（再発版）」（事務連絡）」](#) [75KB] [📄](#)

2024年4月8日 ▶ [「ポリオワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正について（旅行通知）」](#) [55KB] [📄](#)

▶ [別紙](#) [191KB] [📄](#)

2024年3月29日 ▶ [「予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（旅行通知）」](#) [256KB] [📄](#)

▶ [「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について](#) [PDF形式:54KB] [54KB] [📄](#)

▶ [別紙](#) 新旧対照表 [PDF形式:156KB] [156KB] [📄](#)

▶ [（参考）改正後全文](#) [PDF形式:339KB] [339KB] [📄](#)

▶ [別紙](#) 予防票 [PDF形式:304KB] [304KB] [📄](#)

2023年3月31日 ▶ [「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について](#) [PDF形式:107KB] [107KB] [📄](#)

▶ [別紙](#) 新旧対照表 [PDF形式:102KB] [102KB] [📄](#)

▶ [（参考）改正後全文](#) [PDF形式:445KB] [445KB] [📄](#)

2019年2月1日 ▶ [「予防接種法の施行令の一部を改正する政令等の施行等について」](#) [PDF形式:135KB] [135KB] [📄](#)

▶ [別紙1](#) [PDF形式:102KB] [102KB] [📄](#)

▶ [別紙2](#) [PDF形式:1693KB] [1.7MB] [📄](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

過去の通知

▶ [過去の関連通知（2019年5月7日まで）](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

各ワクチン

インフルエンザ

▶ [インフルエンザワクチンの供給についてはこちら](#)

▶ [インフルエンザ対象についてはこちら](#)

BCGワクチン

▶ [BCGワクチンの関連通知はこちら](#)

麻しん・風しん（MR）ワクチン

過去の関連通知はこちら

▶ [詳しく](#)

▶ [詳しく](#)

5種混合ワクチン等（3種混合、DTワクチンを含む）

2015年12月11日 ▶ [世界的なポリオ根絶に向けた、不必要なポリオウイルスの廃棄について（周知及び協力依頼）」](#) [119KB] [📄](#)

2015年7月16日 ▶ [「イェバックスポリオ®受下注の有効期限満了について」](#) [59KB] [📄](#)

2013年8月1日 ▶ [定期の予防接種実施要領](#)

2012年6月14日 ▶ [「不活化ポリオワクチンの予防票の様式について」](#) [72KB] [📄](#)

▶ [別紙](#) 【様式】ポリオ予防接種予防票（乳幼児・小学生対象） [59KB] [📄](#)

2012年3月15日 ▶ [平成23年度秋の急性灰白髄炎（ポリオ）の予防接種申請書について（健教）」](#) [236KB] [📄](#)

2011年10月4日 ▶ [ポリオワクチンの接種に関する広報について（健教）」](#) [106KB] [📄](#)

2011年9月7日 ▶ [「不活化ポリオワクチンの購入に関する新情報通知について」](#) [16KB] [📄](#)

2004年4月1日 ▶ [ポリオワクチン2次感染対策事業実施要領](#)

水痘ワクチン

現在関連通知はありません

HPVワクチン

▶ [HPVワクチンについてはこちら](#)

新型コロナウイルスワクチン

▶ [過去の関連通知はこちら（2024年3月29日まで）](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

安全性評価、副反応疑い報告

▶ [安全性評価、副反応疑い報告についてはこちら](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

健康被害救済制度

▶ [健康被害救済制度についてはこちら](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

ワクチンの供給

▶ [ワクチンの供給についてはこちら](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

予防接種事務のデジタル化

▶ [予防接種事務のデジタル化についてはこちら](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

Q&A

Q1 現在、厚生労働省の予防接種情報サイト内のページにリンクを貼っているが、改修に伴いリンク切れが発生することはないか。

A1

- 現時点で、既存のページについて削除または非公開にすることや、URLを変更することは予定していないため、今回の改修に伴うリンク切れは発生しない見込み。

Q2 各疾病に関するページが既にあるのに、各ワクチンに関するページを新たに作成したのはなぜか。また、今後はこれらのページは一つに統合されるのか。

A2

- 既存の各疾病に関するページは、URLの構造からデザインの様式、中身の記載の粒度も含め、ページごとにばらつきが大きいため、これらの形式や粒度等を揃えて管理しやすくする観点から、各ワクチンに関するページを新たに作成する方針とした。
- 既存のページも当面は残す予定であるが、今後、各ページへのアクセスが著しく減少したことが確認できた段階で、新たに作成する各ワクチンのページに統合させることはあり得る。
- なお、新型コロナワクチンのページ（※1）およびHPVワクチンのページ（※2）については、他ページよりも利用者が多いため、混乱を避ける観点から、今回の改修の範疇外としている。

（※1） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

（※2） <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

1. 10月からの定期接種化（新型コロナ）関連について
2. HPVワクチン10月以降の情報周知について
3. 予防接種事務のデジタル化について
4. 予防接種情報Webサイトの改修について
5. 令和7年度概算要求について
6. 主なご質問

令和7年度予防接種関係対策概算要求の概要①

1. 令和7年度概算要求

令和7年度概算要求案 [令和6年度予算]
3,634百万円 [2,294百万円]

1. 健康被害救済給付費

1,730百万円 [1,674百万円]

予防接種法のA類疾病及びB類疾病、新型インフルエンザ、新型コロナ等予防接種による健康被害者に対する救済給付（医療費・医療手当、障害年金等）を行う。

- ・予防接種事故救済給付
- ・新型インフルエンザ予防接種健康被害給付、新型コロナウイルス予防接種事故救済給付
- ・ポリオ生ワクチン2次感染者対策

2. 予防接種健康被害者保健福祉相談事業[補助金]

108百万円 [108百万円]

予防接種による健康被害者の保健福祉の向上を図るため、予防接種健康被害者保健福祉センター・地域保健福祉相談員による相談支援、家庭訪問等を行う。

3. 予防接種副反応報告制度事業

415百万円 [113百万円]

予防接種法第14条に基づき、PMDA（独法医薬品医療機器総合機構）における副反応報告の整理や所管システム接種に係る副の運用、予防接種後副反応・健康状況調査等を行う。

また、新型コロナワクチン反応に関する相談支援体制の強化等を図る。

- ・予防接種副反応報告整理・調査事業
- ・予防接種副反応報告システム運用
- ・予防接種後副反応・健康状況調査
- ・新型コロナワクチン副反応相談体制構築事業

4. 予防接種従事者研修[委託費]

6百万円 [6百万円]

予防接種法第23条第3項の規定に基づき、予防接種事業従事者に対する研修を行う。

令和7年度予防接種関係対策概算要求の概要②

5. 予防接種センター機能推進事業[補助金] 31百万円 [31百万円]

予防接種要注意者への安全な接種体制構築、休日・夜間接種、予防接種に対する正しい知識の普及や医療相談等について、地域で予防接種センター機能の構築が図られるよう、体制整備を行う。

6. HPVワクチン等に関する相談支援[補助金] 138百万円 [142百万円]

HPVワクチンに関する相談、ワクチン接種後の支援等について、地域で相談支援・医療支援体制の構築が図られるよう、体制整備を行う。

また、HPVワクチン等について、被接種者や保護者が正しい知識で接種できるよう普及啓発を行う。

7. 予防接種に係る調査研究 84百万円 [84百万円]

ワクチンの科学的知見収集及び予防接種の総合的推進等に関する調査研究事業

・予防接種の安全性等の実態把握調査、予防接種の総合的施策推進、定期予防接種実態調査 等

8. 予防接種事務デジタル化等事業 403百万円 [-]

「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に基づき、予防接種事務のデジタル化を実施するため、デジタル化の先行事業を希望する自治体を対象に接種記録の電子化等の実証事業を行う。

9. その他事業費 719百万円 [136百万円]

・予防接種に関する審議会経費、普及啓発、健康被害救済推進の体制強化、マイナンバー情報連携体制整備等、予防接種に関する諸施策を行う。

・審議会等経費 ・予防接種に係る普及啓発 ・予防接種後健康被害救済制度支援 ・マイナンバー情報連携体制整備、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）及びワクチン接種記録システム（VRS）運営等事業 他

令和7年度概算要求額 4.0億円(-)

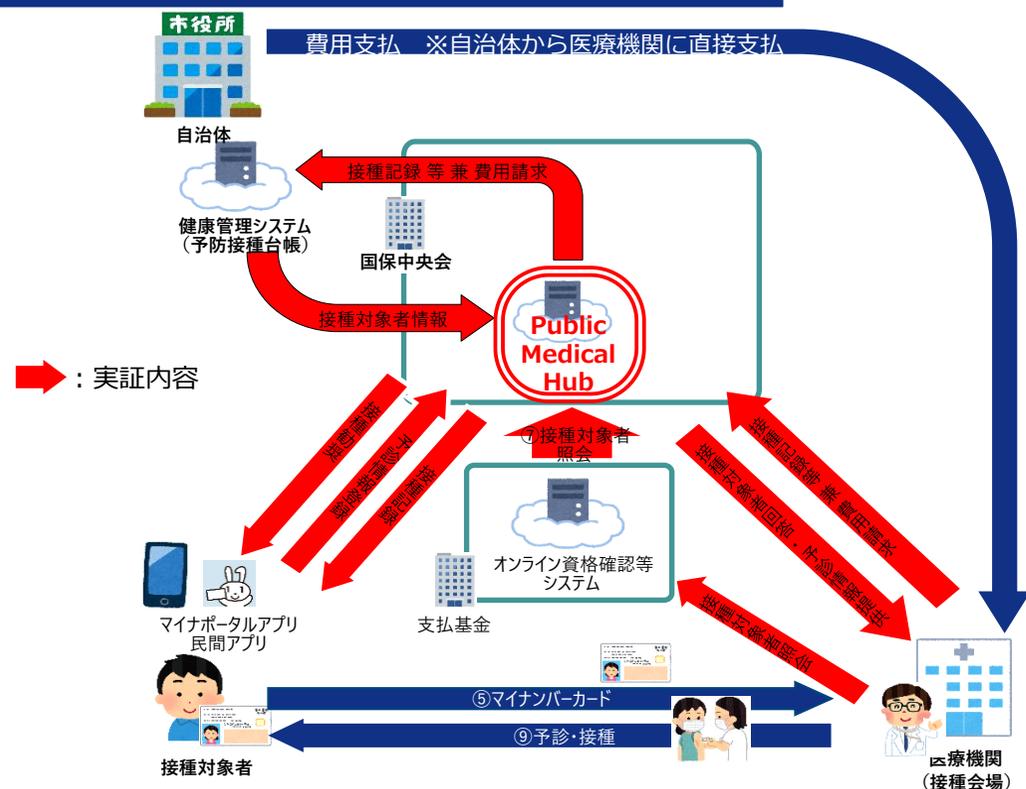
※一部デジタル庁一括計上

1 事業の目的

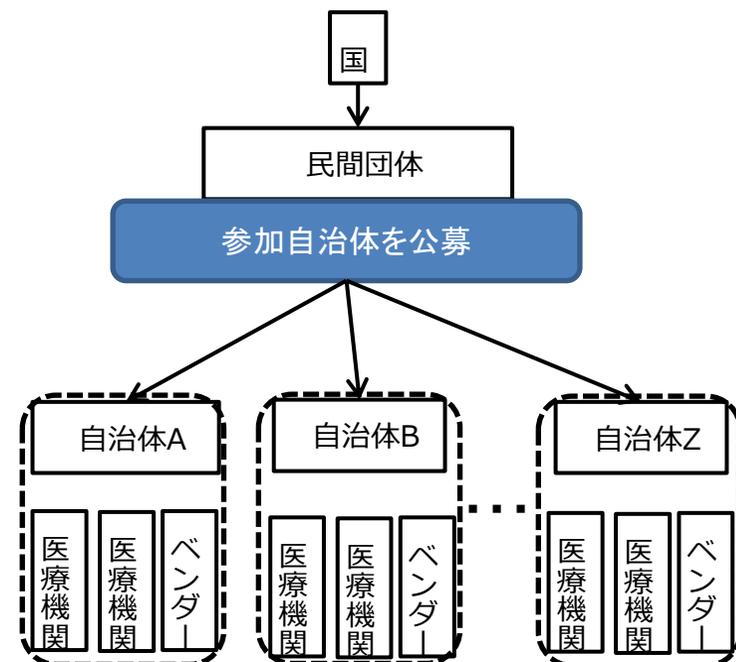
予防接種法に基づき、市区町村において予防接種が行われてきたが、接種対象者への勧奨は紙面を郵送により行い、その後予診票の記入や提出、接種記録、費用請求はすべて紙のやり取りにより管理されてきた。回収した予診票から接種記録の登録を行い、予診票は紙のまま管理しつつ、接種記録は予防接種台帳のデータとして情報が管理されている。紙の管理による事務負担や入力ミスによる誤りのリスクを防ぐため、予防接種のデジタル化を実施する。

デジタル化の実施に当たり、希望する自治体における先行事業を実施し、医療機関における接種記録の登録や、自治体における当該接種記録の電子的な確認等についての実証を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 実施主体等

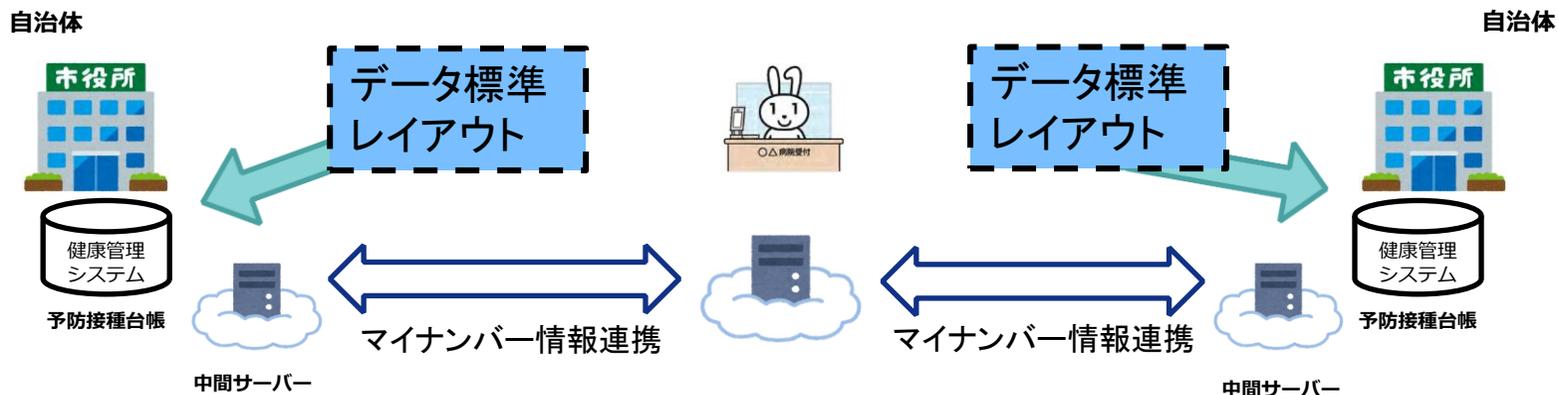


令和7年度概算要求額 2.6億円(-)

1 事業の目的

現在、各自治体で保管されている予防接種情報のうち、令和6年4月から定期接種の対象となった5種混合ワクチン及び小児肺炎球菌ワクチン(15価)について、令和7年6月にマイナンバー情報連携に係るデータ標準レイアウトが改正され、当該ワクチンに係る予防接種情報のマイナンバー情報連携が可能となる。このために必要となる自治体における予防接種のシステム改修を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



3 実施主体等

経費 : 疾病予防対策事業費補助金
 補助率 : 2 / 3
 実施主体 : 市区町村
 実施スキーム :



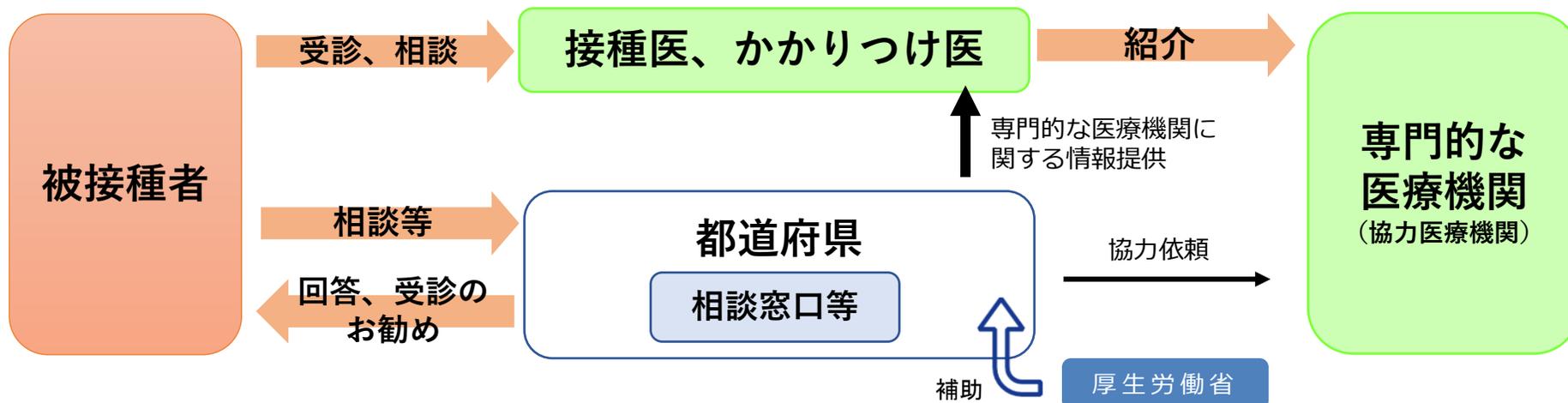
令和7年度概算要求額 3.0億円(-)

1 事業の目的

新型コロナウイルスワクチン接種後に副反応を疑う症状を認めた場合、当該被接種者は身近な医療機関を受診することになるが、必要に応じ、専門的な医療機関を受診できる体制が必要になる。「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症のり患後症状やワクチンの副反応についての実態把握に資する調査・研究等を進める」と明記されているところ、都道府県において専門的な医療機関と連携し、副反応を疑う症状についての診療体制を構築する事業について支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 都道府県は住民から副反応を疑う症状について相談を受け付ける体制を構築し、まずは地域内のかかりつけ医等を受診するよう促す。
- 都道府県は接種医やかかりつけ医が必要に応じ専門的な医療機関を円滑に紹介できるよう、協力医療機関のリストを作成し、ワクチンを接種する医療機関等に情報提供する。
- 協力医療機関においては、被接種者向け相談窓口設置や接種医、かかりつけ医等との連携体制整備を行い、都道府県の事業に協力する。



3 実施主体等

実施主体：都道府県（補助事業）

6

1. 10月からの定期接種化（新型コロナ）関連について
2. HPVワクチン10月以降の情報周知について
3. 予防接種事務のデジタル化について
4. 予防接種情報Webサイトの改修について
5. 令和7年度概算要求について
6. 主なご質問

【新型コロナワクチンに関する全般的事項】

Q1. 定期接種の実施期間は、10月1日から翌年3月31日のなかで、具体的には各自治体が設定することとなったが、例えば、ある自治体の定期接種の対象者である住民が、その自治体の接種時期を過ぎて、接種が終了していない別の自治体で接種を受けた場合、どのように取り扱えばよいか。

▶ 被接種者の居住地の市町村の判断により、当該接種を定期接種として取り扱うことは差支えありません。

Q2. 今年度の定期接種に用いるワクチンとして、5社のワクチンメーカーのものが示されているが、いずれのワクチンを用いるかどうかは、各自治体で決めてよいか。

▶ 今年度の定期接種では、ファイザー社、モデルナ社、第一三共社、武田薬品工業社、Meiji Seika ファルマ社のJN.1系統対応1価ワクチンを使用することとされましたが、これらのいずれを用いて定期接種を実施するかどうかは、各自治体においてご判断いただいて差支えありません。

Q3. 令和5年度末までの特例臨時接種と同様、定期接種となっても、各市町村のホームページ等において、使用するワクチンを掲載しなければならないのか。

▶ 他の定期接種と同様、新型コロナワクチンの定期接種についても、使用するワクチンについて、各市町村のホームページ等に掲載することは法令上義務づけられてはいません。なお、各市町村のご判断で掲載いただくことは差支えありません。

【新型コロナワクチン(製剤)に関する事項】

- Q4. 定期接種として用いる5社のメーカーのワクチンのうち、Meiji Seika ファルマ社のレプリコンワクチンは特例臨時接種下では用いられたことのないモダリティのワクチンであり、今年度の定期接種から初めて市場に流通し、接種に用いられることとなるが、
- ① 他社のワクチンと比べたときの特徴や、安全性及び有効性の違いはあるのか。
 - ② ワクチンの成分が体内で無限に増幅したり、ワクチンの成分が他者に感染する懸念はないのか。

① Meiji Seika ファルマ社のワクチンは、RNAを複製する酵素(レプリカーゼ)を利用した自己増幅型mRNAワクチンであることから、レプリコンワクチンと呼ばれています。細胞内に入ったmRNAが一時的に複製され、従来型のmRNAワクチンよりも長い時間ウイルスのタンパク質が作られるため、従来型のmRNAワクチンよりも強く免疫が誘導されるという特徴があります。

これまでに国内外で実施された臨床試験において、COVID-19の発症予防効果が確認され、ファイザー社のmRNAワクチンと同等以上の中和抗体価の上昇がより長期間持続することが確認されています。

また、安全性については、これまでの臨床試験で約18,000人に接種されていますが、心筋炎等の重篤な副作用は確認されておらず、ファイザー社のmRNAワクチンと比べて有害事象の種類や発現割合等に明確な差は認められていません。

② レプリコンワクチン接種後の細胞内におけるmRNAの増幅は一時的なものであり、無限にmRNAが増幅されることや無限にウイルスのタンパク質が作られることはありません。

また現在、色々な国で、新型コロナワクチンのレプリコンワクチンを含め、様々な疾患を対象としたレプリコンワクチンの開発が進められていますが、これまでに、レプリコンワクチン接種者から他者にワクチンの成分が伝播するという科学的知見は得られていません。

主なご質問への回答

【健康被害救済制度に関する事項】

Q5. 審査の進捗状況を知りたいと住民から市町村に相談があった場合、どうすればいいのか。

市町村から都道府県を通じて厚生労働省に問い合わせいただくことで、可能な範囲で状況について回答させていただくことは可能です。

また、ご本人確認の観点から、ご本人からの直接の厚労省への問い合わせは受け付けておりませんので、ご承知おきください。

自治体におかれましては申請者の様々なご相談を受けられているところですが、引き続き申請者に寄り添った丁寧なご対応をよろしくお願いいたします。

Q6. ① B類疾病の医療費・医療手当について、受診証明書等で入院の事実が確認できない場合において、請求の受付・進達は可能でしょうか。

② ①について、進達が可能な場合、認定結果としては、接種との関係(通常起こり得る副反応の範囲を超えている)が認められたとしても 医療費・医療手当が「不支給」になるとの認識でよろしいでしょうか。

① 支給対象でない場合にも、申請いただくことは可能ですが、支給対象ではないことが明らかな場合は、その旨を申請者にお伝えの上、申請者の御理解をいただき、手続きを進めてください。

※実際に入院をされていなくても、入院が必要な程度であるが、何らかの理由により通院で対応された場合は支給対象となりますので、入院相当であるかについては、医療機関に確認する等して、自治体でご判断ください。

② ご認識のとおりです。

【デジタル化に関する事項】

Q7. 標準仕様書3.0版の適合基準日は今後示されるということであるが、そうなると、デジタル化については令和8年度以降五月雨に参加自治体が増えていくと想定されるが、集合契約の方法をはじめ、今後の方針等についてはいつ説明があるのか。

具体的な適合基準日については、来年1月末に改版予定の標準仕様書3.1版で定める予定であり、3.1版公表後に、今後のデジタル化に関する方針や具体的な段取り等をご説明させていただく予定です。

Q8. 令和8年6月に稼働するために令和7年度予算に計上すべき物品購入やシステム改修などがあるか、その場合は財源措置があるのか。ある場合は、いつご提示されるのか教えてほしい。

令和8年6月に稼働を予定している自治体においては、令和7年度末までに健康管理システム標準仕様書3.0版に適合する必要があるため、システム導入に係る費用を令和7年度に予算措置する必要があります。導入にあたって必要となる経費等については、自治体ごとに契約しているベンダにご相談ください。

なお、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を図るために地方公共団体に生じる所要の経費に対して、総務省のデジタル基盤改革支援基金による補助があります。対象経費等の詳細については、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から発出しているデジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)に関する事務処理要領等を参照するほか、個別具体の相談についてはJ-LISまでお問合せください。

また、上述以外の財源措置についても、今後検討する予定です。

(再掲) 10月以降のHPVワクチンの周知 QA

問1 HPVワクチンのキャッチアップ接種について、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえて、定期接種実施要領の標準的な接種方法をとることができない場合はどうすればよいか。

答1

- 実施要領に定めている通り、以下のように接種することが考えられる。

	標準的な接種方法	左記の方法をとることができない場合の接種方法
2価	1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2年半以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短5か月で完了</i>
4価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短4か月で完了</i>
9価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短4か月で完了</i>

問2 答1の方法を自治体から被接種者に個別に周知して差し支えないか。また、国は周知を行う予定はあるか。

答2

- ワクチンの添付文書における記載や、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論において、「キャッチアップ接種の周知に当たっては、被接種者が自らの体調等を考慮せず、無理をして接種をしないよう、早い段階からの周知を行うべき」との指摘を踏まえ、国の周知においては標準的な接種方法について早い段階からお知らせすることとしてきた。
- 自治体において、被接種者や医療機関等からの個別の照会に対して、また、無理のない接種を促すことと併せて、答1に示した接種方法を案内・周知することは差し支えないが、国としては前述の周知の考え方から、一律に答1の方法を周知する予定はない。

問3 令和7年3月末までに3回目までの接種を完了できない場合であっても、令和7年3月末までに行った接種は公費の対象か。

答3

- キャッチアップ接種の期間である令和7年3月31日までの間であれば、3回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えない。